

1. 議事日程第1号

(平成23年第3回大口町議会定例会)

平成23年3月3日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 施政方針  
日程第5 議案第5号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第7号)から、議案第30号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまで(提案説明)  
日程第6 議案第5号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第7号)(質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
10番	齊木一三	11番	吉田正輝
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭
健康福祉部長	村田貞俊	建設部長	野田透

総務部長	小島幹久	生涯教育部長	三輪恒久
会計管理者	星野健一	行政課長	江口利光
政策推進課長	社本寛	図書館長	櫻井敬章

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河合俊英	議会事務局長 次	佐藤幹広
--------	------	-------------	------

### 開会及び開議の宣告

議長（酒井久和君） ただいまから、平成23年第3回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

### 会議録署名議員の指名

議長（酒井久和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、13番 倉知敏美議員、15番 宇野昌康議員を指名いたします。

### 会期の決定

議長（酒井久和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より3月23日までの21日間としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの21日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程のとおりであります。

### 諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成22年度第2回定期（定例）監査及び行政監査の結果について、例月出納検査結果の1月分について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、陳情書の送付について報告いたします。

愛知県商工会連合会会長 吉田弘氏、大口町商工会会長 酒井見義氏より、商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充についての陳情書が提出されましたので、総務建設常任委員会へ送付いたしました。

愛知県社会保障推進協議会議長 徳田秋氏より、国民健康保険制度の改善と都道府県単位化（地域化）に反対を求める陳情書、愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長 鈴木弘之

氏より、大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情書が提出されましたので、文教福祉常任委員会へ送付いたしました。

以上3件の陳情書については、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

### 施政方針

議長（酒井久和君） 日程第4、施政方針に入ります。

町長から平成23年度の施政方針について発言を求められておりますので、許可いたします。

町長。

町長（森 進君） まずもって、吉田正議員には自治功労表彰の受賞、まことにおめでとうございます。高い席からではありますが、お祝いを申し上げます。

それでは、平成23年度施政方針を述べさせていただきます。

初めに、この1年間、議会の皆様方から就任当初と変わらず、事あるごとにさまざまな形でお気遣いやお力添えをいただいたことに、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、平成23年度当初予算の提案に当たりまして、その概要と町政運営の基本方針を申し上げます。

昨年の予算編成は、就任間もない慌ただしいときでありましたが、今回は、さまざまな御意見や課題に直面することで新たな気づきを得た1年であり、私なりに大口町の将来に思いをめぐらす中で査定を行いました。

こうした中で、本日、一般会計93億6,000万円、9特別会計39億2,157万9,000円、総額132億8,157万9,000円の平成23年度当初予算を上程させていただき運びとなりました。

23年度は、総務部長が経営計画書策定方針を示し、歳出予算枠ではなく一般財源枠を各所管部長に配分いたしました。このことにより、各部長が所管課長と施策の目的や優先順位のみではなく、事業の内容や対象者の拡大を検討する際に、特定財源の確保にも協議の範囲が広がったと聞いております。職員が試行錯誤の中で築いた手づくりの制度でありますので、運用に当たっては、今後、さまざまな課題が出てくるとは思いますが、その都度、手を加え、その時々々の情勢に即した運用をしてみたいと考えております。

また、新年度の経営計画書の確定作業と同時に、私のマニフェストに掲げた施策等の状況についても取りまとめを行うよう指示をいたしておりますので、その結果についても取りまとめ

が終了次第、何らかの形で公表してまいります。

次に、平成23年度の行政運営の基本方針について申し述べます。

我が国の経済は、輸出関連企業に下支えされ、やや回復基調にあるとの報告がされていますが、輸出できる天然資源をほとんど持たない我が国は、やはり農林水産業の再生や福祉サービスなどの内需を中心とする安定した経済成長を目指さなくてはならないと考えております。なぜならば、北アフリカの政情不安がほかの地域へも広がりを見せており、こういった要因で経済情勢が失速したり、これまで食糧や天然資源の輸出国であった国が消費国に転ずることで、安価で安定した資源の確保が一層難しくなる事態も想定され、いつ何どき我が国経済が打撃を受けるやもしれません。

さらに今、最も懸念しておりますのは、国及び県政が大きな変革の渦中にあり、予算査定において担当職員に尋ねると、幾つかの分野で、この先の展開は皆目見当がつかないといった声を聞くことがあります。各省庁の情報の収集に努める一方で、不測の事態に備えるよう指示はしておりますが、職員にとっては大変な負担であり、エネルギーの浪費でもあります。

さりとて、私どもは大口町の行財政運営に責任を持ち、着々と施策を遂行していかなければなりません。事あるごとに国・県にはそういった懸念の意思表示をしつつも、22年度に引き続き、第6次総合計画に示されている「安全・協働・共生・公平・発展」の施策の視点として、精いっぱいかじ取りを行ってまいります。

次に、施策の体系であります。

本年も第6次総合計画で示している4項目に基づき、23年度取り組む代表的なものをお話しさせていただきます。

まず第1点目は、新しい時代を担う次世代をはぐくむ人材育成であります。人材は、どんな財にもまさると言われ、私も非常に重要であると痛感しております。平成23年度の主要事業は、次世代を担う児童・生徒の育成の舞台を整えようと、耐震化とともに進めてきた明日の学校づくり施設整備事業がいよいよ最終局面となります。町行政は、人材育成の舞台づくりに責任を持ち、その運営は教育委員会にお任せをする、まさに二人三脚で教育行政を遂行してまいりたいと考えております。

また、引き続き園児の主食代や児童・生徒の給食費を公費負担してまいります。新たに幼稚園児についても園児の主食代相当分を助成します。また、大口中学校において3年間取り組んでこられました生涯学習施策の一環である学校支援本部事業を小学校へも順次拡大するよう、組織体制の見直しを図ります。

さらに、職員がおのおの年間目標を定め、部課長が指導する人事評価制度の本格運用を目指し、人事給与面でのめり張りある処遇を実施することで、町民の皆様方の協働のパートナーと

なる職員が切磋琢磨し、スキルアップすることを促します。

第2点目は、未来へ引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する環境や生活、経済活動の整備であります。

この課題を解決することは、非常に壮大なものであろうかとは思いますが、私はそれらとは一線を描いて、常に身近な環境保全や基盤整備に取り組む必要があると考えています。平成23年度の主要施策としては、可燃ごみの堆肥化実証実験を外坪地区において実施するとともに、これまでの全町農業公園構想を引き継ぐ施策や遊休農地の活用施策を関連させることを試みる農力造進事業を立ち上げ、本町における新しい農業の形を追求したいと考えております。

また、中小企業の皆さんの中で融資を受けられた方への保証料や利子に対する高い補助率の助成制度を維持するとともに、商工会で指導を受けられた小規模事業者の方への融資利子助成制度も新たに実施をいたします。

なお、旧北小学校の跡地利用につきましては、新たにプロジェクトを設置し、全町的な視点での意見を伺い、その方針の検討を開始したいと考えています。

第3点目は、健康で安心な暮らしと災害や犯罪などに強い社会を創造する安全と安心であります。

経済成長とともに世の中の暮らしもさま変わりをし、これまでの常識では考えられないさまざまな危険が、日々の暮らし、人それぞれの人生に潜むようになりました。平成23年度は、健康推進施策と保険医療施策の連携強化、防犯灯の増設及びLEDへの更新を継続し、新たに中高生の通学路の安全対策として、幹線道路に優先順位をつけ、街路灯の充実を図ります。

最後に第4点目、人の知恵・わざ・情報が生きる元気コミュニティーを創造する自治と協働のまちづくりであります。

大口町は、これまで参画と参加のまちづくりを掲げ協働の精神を培いながら、平成21年、まちづくり基本条例を制定いたしました。現在、地域自治組織等の検討が本年11月を目標に取りまとめが熱心に行われており、町民活動支援センター機能の強化とともに新たな段階へと進むことを期待いたしております。また、その中で、学習等共同利用施設の維持管理や一括交付金制度、さらには防犯灯や不燃物集積場のありようなどについても検討いただけると聞いております。議員の皆様方にも、それぞれお地元でお力添えをいただきますようお願いをしております。

今、私たちは、経済構造の変化の中で、本格化する少子高齢社会に向けた社会保障費を初めとする行政需要の多様化、増大化を余儀なくされており、刻一刻と危機的な状況が高まっています。その困難な状況を乗り越えるためには、昨年も申し上げましたように、決して儉約や事業縮小ではない、これまでの経験を組み合わせてアレンジし、そして限られた税と人材、能力

を最大限生かすほか手だてではないはずであります。例えば、皆様もお気づきのこととは思いますが、昨年来、五条川の堤防を雑草が覆っている区間が次第に短くなっており、この取り組みは河川管理者から高い評価をいただいています。これは、責任あるものにその履行を求める姿から、地域の我々にできることがあればという自発的な思いのあらわれと感じ、敬意を表するものであります。さらに、健康生きがい課では、お年寄りを地域が見守る仕組みづくり、福祉こども課においては、地域が子育て中の保護者の方との触れ合うきっかけとなるドアノッキング事業に着手する予定であります。

いずれも、大口町の10年来の協働の精神による取り組みで培われた人材と経験、さらにはまちづくり基本条例という、住民と企業、行政がともにまちの未来を担うという約束事があるからこそ、こうした事業において着実に歩みを進めることができるものと考えています。

終わりに、住民も議会も我々行政組織の構成員も願うことはただ一つ、住民の福祉増進であります。議論が混沌としたときには、皆様に十分な情報提供はなされているのか、既得権や体裁にこだわっていないか、課題の本質は何であるかを徹底的に議論する必要があると思っています。

私は、これからも一層、町民及び議会の皆様方に現在直面している課題の本質やその情報を職員とともに積極的にお伝えし、解決に向け皆様方と話し合っ、先送りすることなく決断していきたいと考えています。

我々には、今の世を少しでもよりよい形にして次世代に引き継ぐ責務があります。議員を初めとする皆様方の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、平成23年度の施政方針とさせていただきます。

平成23年3月3日、大口町長 森進。

#### 議案第5号から議案第30号までについて（提案説明）

議長（酒井久和君） 日程第5、議案第5号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第7号）から議案第30号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまでを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程させていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

まず、議案第5号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第7号）であります。歳入歳出それぞれ804万8,000円を追加し、総額78億9,475万8,000円とするものであります。

次に、議案第6号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正についてであります。特別職の職員で非常勤のものの報酬額を改正するものであります。

次に、議案第7号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。結核性疾患に係る病気休暇の特例的上限期間の廃止及び職務の級に基づく名称等を改正するものであります。

次に、議案第8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険の財政基盤の安定を図るため改正するものであります。

次に、議案第9号 大口町国民健康保険条例の一部改正についてであります。平成23年4月1日以後の出産育児一時金の支給額に係る規定を恒久的な措置とするため改正するものであります。

次に、議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正についてであります。精神障害者医療費の助成拡大のため改正するものであります。

次に、議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正についてであります。大口町健康文化センター4階のふれあい4を利用者に一般開放するため改正をするものであります。

次に、議案第12号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第8号）であります。歳入歳出それぞれ2億8,590万2,000円を減額し、総額76億885万6,000円とするものであります。

次に、議案第13号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出それぞれ1,716万9,000円を減額し、総額19億3,145万1,000円とするものであります。

次に、議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、総額163万2,000円とするものであります。

次に、議案第15号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出それぞれ1億4,103万9,000円を減額し、総額7億9,268万7,000円とするものであります。

次に、議案第16号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出それぞれ2,418万8,000円を減額し、総額7億5,012万7,000円とするものであります。

次に、議案第17号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ42万円を減額し、総額2,386万1,000円とするものであります。

次に、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算であります。昨年度より20億6,000万円増の総額93億6,000万円とするものであります。

次に、議案第19号 平成23年度大口町国際交流事業特別会計予算であります。昨年度より485万円増の総額561万2,000円とするものであります。

次に、議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算であります。昨年度より1億4,200万円増の総額20億5,350万円とするものであります。

次に、議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算であります。昨年度より171万8,000円減の総額1億7,241万5,000円とするものであります。

次に、議案第22号 平成23年度大口町介護保険特別会計予算であります。昨年度より1億70万円減の総額7億9,650万円とするものであります。

次に、議案第23号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計予算であります。昨年度より8,401万2,000円増の総額8億6,425万4,000円とするものであります。

次に、議案第24号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算であります。昨年度より55万1,000円減の総額2,375万7,000円とするものであります。

次に、議案第25号 平成23年度大口町土地取得特別会計予算であります。昨年度より6,000円減の総額20万2,000円とするものであります。

次に、議案第26号 平成23年度大口町社本育英事業特別会計予算であります。昨年度より46万1,000円減の総額533万9,000円とするものであります。

次に、議案第27号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。同組合から幡豆郡一色町を初め5団体が脱退することに伴い、同組合規約を変更することについて協議するためであります。

次に、議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。加入市町村の廃置分合に伴い、同連合規約を変更することについて協議するためであります。

次に、議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。同委員会委員佐藤友泰氏の任期が本年5月6日に満了になることに伴い、同氏を再任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、佐藤友泰氏の略歴書を添付させていただきましたので、御参照をいただきたいと思います。

最後に、議案第30号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成23年4月1日に施行されることに伴い、改正をするものであります。

以上、26議案についての提案理由とさせていただきます。なお、詳細につきましては、担当部長から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（酒井久和君） 議案第5号から議案第7号までについて、総務部長、説明を願います。

総務部長（小島幹久君） 議長さんより御指名をいただきましたので、まず議案第5号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第7号）について、その内容の説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書 9 ページ、10 ページをお願いいたします。

歳入、款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目5.総務費国庫補助金804万8,000円は、国の緊急総合経済対策である地域活性化交付金の住民生活に光をそそぐ交付金を追加計上するものです。これは、さきの補正 6 号でお認めいただいた図書館運営事業を対象とした交付申請に対し、追加交付決定があったためであります。

次に歳出です。

1 枚めくっていただき、11ページ、12ページをお願いいたします。

款2.総務費、項1.総務管理費、目6.財産管理費1,300万円の増額は、旧北小学校跡地を暫定的ではありますが、住民の方に少しでも早く御利用いただくために整備する工事費であります。

次に款10.教育費、項5.社会教育費、目3.図書館費250万円については、図書館運営事業について住民生活に光をそそぐ交付金の対象事業として追加交付決定がありましたので、554万8,000円を財源補正するとともに、図書館トイレ等を改修するための工事費250万円を追加計上するものです。

款14.予備費、項1.予備費、目1.予備費745万2,000円の減額は、今回の補正における歳入歳出額及び今後の予算執行を考慮し減額するものであります。

戻りますが、3 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費として、今回歳出計上しました財産管理事業の旧北小学校跡地整備工事費1,300万円を全額計上しております。また、道路整備事業の余野 3 号線及び河北 6 号線の道路用地購入費及び物件補償費について、抵当権の抹消手続及び物件補償の対象となる樹木の移植が平成22年度中に完了できる見込みがないため、137万8,000円を繰越明許費として計上しました。

次に、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

第 3 表 繰越明許費補正。補正 6 号で計上していた図書館運営事業について、今回の歳出補正250万円を追加計上し、1,378万5,000円とするものです。

以上で、議案第 5 号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第 7 号）について内容説明を終わります。

続きまして、議案第 6 号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

今回の改正の一つは、年額で報酬を定めていたもののうち、その委員会等の性質及び活動等の実態を見直す中で、開催回数や活動実績で報酬の額を定めるよう改めるものです。

新旧対照表 3 ページをごらんください。

廃棄物減量等推進協議会委員から青少年問題協議会委員までの 6 委員について、報酬の額を

年額から活動等実績 1 回5,900円に改めるものです。

次に、学校医、保育園嘱託医の報酬について、医師会との協議を行い、人数割額 1 人当たり 1,230円であったものを、内科医、眼科医及び耳鼻科医については990円に改正するものです。

2 ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

以上で議案第 6 号の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第 7 号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

2 ページ、新旧対照表をごらんください。

第24条第 2 項において、結核性疾患に係る病気休暇の特例的上限期間を廃止するものです。同じく第 3 項においては、給与の減額に関し必要な事項を規則に委任する旨を定めております。別表第 4 級別職務分類表において、職責に応じた名称を定めていますが、1 級と 2 級の職務の名称を、それぞれ「主事補」「主事」として明確にするものです。また、4 級の職務の名称のうち「係長」について、現在グループ制をとっていることから、「主査」に統一するものです。

1 ページにお戻りください。

附則 1、この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

2、この条例の施行の前日から引き続き結核性疾患に係る療養のための病気休暇により勤務しない職員に対する改正後の大口町職員の給与に関する条例第24条第 2 項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「90日（結核性疾患による場合にあつては、1年）」とする。

以上、議案第 7 号の内容説明といたします。

以上、3 議案の提案内容とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて議案第 8 号から議案第11号までについて、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（村田貞俊君） おはようございます。

議長さんの指名を受けましたので、議案第 8 号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第 9 号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について、議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

初めに、議案第 8 号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

今回の大口町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定を図るため、一部改正を行うものであります。

大口町国民健康保険税条例の一部改正の第1条では、平成22年度に施行された地方税法等の税制改正による国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ、後期高齢者支援金課税額に関する所得割の引き上げ及び介護納付金課税額に関する所得割、世帯別平等割の引き上げ、世帯別平等割引上げに伴う世帯別平等割軽減額の引き上げをするものでございます。

まず、第1条関係に関する内容説明をさせていただきます。

第1条関係では、大口町国民健康保険税条例第2条第2項では国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額47万円を50万円に、そして、基礎課税額47万円を50万円に、同条第3項では、国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額12万円を13万円に、後期高齢者支援金等課税額12万円を13万円に改正するものであります。

それでは、4ページをお開きください。

第7条関係につきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割の算定に当たり乗ずる係数を100分の1.3から100分の1.5に改正するものであります。

第11条関係につきましては、介護納付金課税被保険者に係る所得割の算定に当たり乗ずる係数を100分の0.9から100分の1.1に改正するものであります。

第14条につきましては、介護納付金課税被保険者に係る世帯別の平等割額を1世帯6,000円を7,200円に改正するものであります。

5ページに移ります。

第28条につきましては、国民健康保険税の減額の規定となっておりますが、医療分、後期高齢者支援、介護納付金につき、それぞれに減額規定に該当する方の減額後の課税限度額を定めています。医療分につきましては、減額後の額47万円を50万円、後期高齢者支援につきましては、減額後の額12万円を13万円に改正するものであります。

6ページをお開きください。

第28条第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計が33万円を超えない納税義務者の軽減額、これは7割軽減でございますが、これについて、カに規定する介護納付金課税被保険者の世帯別平等割額の軽減額1世帯当たり4,200円を5,040円に改正するものであります。

7 ページに移ります。

同条第 1 項第 2 号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人について24万5,000円を加算した金額を超えない世帯の納税義務者の軽減額、これは 5 割軽減でございますが、カに規定しております介護納付金課税被保険者の世帯別平等割額の軽減額 1 世帯3,000円を3,600円に改正するものであります。

8 ページをお開きください。

同条第 1 項第 3 号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき35万円を加算した金額を超えない世帯の納税義務者の軽減額、これは 2 割軽減でございますが、カに規定しております介護納付金課税被保険者の世帯別平等割額の軽減額 1 世帯当たり1,200円を1,440円に改正するものであります。

以上が大口町国民健康保険税条例の一部改正の第 1 条関係の内容でございます。

続きまして、第 2 条の内容説明に入ります。

国民健康保険税の限度額引き上げ等の対応は、例年、引き上げ年度の初日、4 月 1 日に改正地方税法施行令が公布され、施行をされております。政府は、地方税法改正案について平成22年度中の成立を目指しているところでございますが、成立がおくれる可能性が出ております。こうしたことから、23年度に係る国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額、介護納付金課税額に係る課税限度額については、大口町国民健康保険税条例の一部改正とし、第 2 条で一部を改正するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

その内容は、大口町国民健康保険税条例第 2 条第 2 項につきましては、国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、資産割額、並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額50万円を51万円に、そして基礎課税額50万円を51万円に改正するものであります。

10ページをお開きください。

同条第 3 項につきましては、後期高齢者支援金等に係る所得割額、資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額13万円を14万円に、後期高齢者支援金等課税額13万円を14万円に改正するものであります。

同条第 4 項につきましては、介護納付金に係る所得割額、資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額10万円を12万円に、介護納付金課税額10万円を12万円に改正するものであります。

第28条につきましては、国民健康保険税の減額の規定となっておりますが、医療分、後期高齢者支援、介護納付金について、それぞれに減額規定に該当する方の減額後の課税限度額を定めています。医療分につきましては、減額後の額50万円を51万円、後期高齢者支援につきまして

は、減額後の額13万円を14万円、介護納付金につきましては、減額後の額10万円を12万円に改正するものであります。

なお、この2条関係につきましては、附則2に上げておりますように、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額、介護納付金課税額に係る課税限度額については、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年4月1日以前に改正された場合は平成23年4月1日から施行する。改正がおくれれば、平成23年4月2日から6月30日までの間に施行された場合は施行された日から施行し、改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は平成23年4月1日から適用するものであります。

1ページにお戻りいただきたいと思ひます。

附則1．この条例中第1条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

2．この条例中第2条の規定は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第号）の国民健康保険税の基礎課税額の限度、後期高齢者支援金等課税額の限度及び介護納付金課税額の限度の改正規定（以下「改正規定」という。）が平成23年4月1日以前に施行された場合は平成23年4月1日から施行し、改正規定が平成23年4月2日から平成23年6月30日までの間に施行された場合は改正規定が施行された日から施行し、改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は平成23年4月1日から適用する。

3．改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

11ページ、12ページに大口町国民健康保険税条例の一部改正要旨が添付をしてございますが、まことに申しわけありませんが、私どものこの添付用紙のチェック等のミスがございまして、それに関して一部訂正をお願い申し上げたいと思ひます。

12ページでございますけれども、(2)のウの介護納付金課税額に関する改正の表中、賦課限度額、改正前の金額が「13万円」となっておりますが、これを「10万円」に御訂正をお願いいたしたいと思ひます。そして、改正後が「14万円」となっておりますが、「12万円」に訂正をお願いいたします。

以上で、議案第8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大口町国民健康保険税条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「38万円」を「42万円」に改める。

附則第5項を削る。

改正の内容につきましては、今回の一部改正につきましては、平成21年10月1日から開始されました出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度と一体の緊急少子化対策として、出産される被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法に規定されている出産育児一時金の支給額を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、暫定措置として全国一律に支給額を4万円引き上げられ施行されてきましたが、平成23年4月1日以後の出産については恒久的な措置となるため、一部改正をするものであります。

附則1．この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2．改正後の大口町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産したものに適用し、同日前に出産したものについては、なお従前の例による。

2ページに新旧対照表が添付してありますので御参照ください。

以上で、議案第9号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、現行の精神障害者に係る医療費助成につきまして、精神疾患に要する医療費を助成するものであります。

入院につきましては、医師の診断書をもって入院医療を受けている者の医療費の自己負担分を支給し、通院につきましては、障害者自立支援法施行令に規定する自立支援医療受給者証取得者について医療費の支給を行っております。

今回の改正につきましては、この医療費助成を受けられる方のうち、精神障害者の保健福祉手帳1級、2級を取得している方について、精神疾患のみでなく全疾患について、医療費の自己負担分を支給するものでございます。

3ページをお開きください。

改正の内容について、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず第3条では、受給者について定めていますが、障害の程度により受給者を三つの区分にするものであります。まず1号では、精神保健福祉手帳の交付を受けている者、2号では、自

立支援医療受給者証の交付を受けている者、3号では、医師の診断書によって精神病床の入院医療を受けている者について改正するものであります。

第6条では、支給の範囲について、第3条の各号に該当する受給者区分に応じた給付について定めるものであります。

4ページをお開きください。

第3条第1号に規定する者は、すべての通院医療及び入院医療、そして第3条第2号に規定する者につきましては、通院医療のうちで精神に係る通院医療費、そして第3条第3号に規定する者は、精神病床への入院治療と改正するものであります。

第7条では、精神障害者医療費受給者証について定めております。第3条第1号及び2号によって受給する資格者は、あらかじめ精神障害者受給者証の交付を受けなければならないと改正するものでございます。

第8条では、この医療費の支給を受けようとする者は、医療機関に受給者証を提示し、医療を受けるものとするものであります。

第9条では、医療を受けた場合の支給の方法の規定であります。第9条第1項の条文中の「通院医療」を「医療」に改正し、同条第3項では、入院医療を受けた場合に受給者が町の窓口で申請をし、償還払いを受ける規定でありますが、通院の場合にも対応できる規定に改正するものであります。

2ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成23年7月1日から施行する。

2.改正後の大口町精神障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

6ページに大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正要旨が添付してございますので、御参照をいただきたいと思います。

以上で、議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について、その内容を説明いたします。

1ページをお開きください。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例（平成10年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表、研修センターの部ふれあい3の項の次に次のように加える。ふれあい4、200円。

この内容について説明をさせていただきます。

該当する部屋につきましては、4階の研修センターでございます。この部屋につきましては、平成14年度から大口町適応指導教室として使用をされてまいりましたが、この適応指導教室が平成23年4月より健康文化センターの2階に移ります。これにより、その部屋を一般開放することができるようになり、ふれあい4として住民の方に利用していただけるよう条例の一部改正をするものであります。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で、議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正の説明といたします。

以上で説明を終わります。

議長（酒井久和君） 続いて議案第12号について、総務部長、説明をお願いします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第12号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第8号）について、その内容の説明をさせていただきます。

今回の補正8号については、平成22年度事業がおおむね終了したのものについて実績見込みにより補正を行っており、歳入歳出ともに補正の範囲が多岐にわたっておりますので、主なものみの内容説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書8ページ、9ページをお願いします。

歳入、款1.町税、項1.町民税、目2.法人であります。法人税割が当初より1億円程度伸びる見込みとなりましたので、追加補正するものです。

次に、款11.分担金及び負担金、款12.使用料及び手数料については、それぞれ実績見込みにより補正を行うものであります。

次ページをお願いします。

款13.国庫支出金、項1.国庫負担金の子ども手当費負担金について5,294万8,000円の減額です。これは、当初予算の積算において対象者の把握誤りがあり、大幅な減額となっております。歳出の扶助費についても今回減額しており、今後は正確な数値の把握に努めてまいりますので、お許しいただきたくお願い申し上げます。

同じく項2.国庫補助金の安全・安心な学校づくり交付金241万9,000円は、南小学校の建設工事に対する補助金であります。

同じく項3.委託金、次ページの款14.県支出金、項1.県負担金については、それぞれ実績見込みにより補正を行うものであります。

同じく項2.県補助金、目5.農業費県補助金の単独土地改良事業費補助金の921万5,000円の減額は、主に国の補助金枠が縮減されたことによるものであります。

次の14、15ページをお願いします。

款15.財産収入、項2.財産売払収入601万8,000円は、竹田二丁目地内の廃道敷の払い下げであります。

款17.繰入金、項1.基金繰入金は、今回の補正における歳入歳出額によりそれぞれ調整するものであり、財政調整基金は3億5,000万円、学校施設整備事業基金は2,000万円減額しております。

次ページ、16、17ページをお開きください。

項3.雑入、総務費雑入の建物災害共済金864万2,000円は、学校等の公共施設の落雷被害等による施設修繕の共済金であります。

次に歳出であります。ページ20、21をお開きください。

款1.議会費168万5,000円の減額であります。

次に、款2.総務費で主な補正は、ページが飛びますが、27ページに記載のある財産管理費の庁舎耐震補強等改修工事費2,808万5,000円の減額、それと30、31ページまで飛びますが、そちらの方の目13.明日のまちづくり基金費で、普通財産売払収入601万8,000円の積立金追加であります。これが主なものでございます。

次に飛びますが、40、41ページをお開きください。

款3.民生費で、主な補正は、目1.社会福祉総務費の社会福祉協議会への補助金441万5,000円の減額であります。これは、社会福祉協議会の職員が年度途中で退職したためのものであります。

次ページ、43ページをごらんください。

28節繰出金、介護保険事業の包括的支援事業・任意事業費追加804万5,000円は、地域包括支援センターに係る一般会計からの法定繰り出し金額を計上するものであります。

次に、46ページから63ページにかけての款4.衛生費、款5.労働費、款6.農業費、款7.商工費、款8.土木費、款9.消防費については、それぞれ実績見込みにより補正を行うものであります。特筆すべき項目としては、51ページをお開きください。51ページの上段になりますが、目1.塵芥処理費の19節、江南丹羽環境管理組合への負担金1,879万7,000円の減額は、環境管理組合における固化灰処分委託の実施時期が当初予定より遅延したことにより、負担金の減少となっているのが主なものでございます。

次に、62ページからの款10.教育費について、64ページ、65ページをお開きください。

下段の目3.学校施設整備事業基金費に1億2,037万9,000円を追加しておりますが、これは今回の補正における歳入歳出額を考慮し、23年度以降の南小学校建設事業に備えるものであります。

次に、68、69ページをお開きください。

目3.学校建設費1億120万6,000円の減額であります。主なものは南小学校建設工事と旧北小学校解体工事の執行残であります。

82ページ、83ページをごらんください。

こちら82、83ページには給与費明細書が載せてあります。

以上で、議案第12号 平成22年度大口市一般会計補正予算（第8号）についての内容説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 会議の途中ですが、10時55分まで休憩といたします。

（午前10時45分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時55分）

議長（酒井久和君） 続いて議案第13号から議案第15号までについて、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（村田貞俊君） 議長さんの指名を受けましたので、議案第13号 平成22年度大口市国民健康保険特別会計補正予算から議案第15号 平成22年度大口市介護保険特別会計補正予算（第4号）までにつきまして、説明をさせていただきます。

初めに、議案第13号 平成22年度大口市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、事項別明細書により、歳入より説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款1.項1.国民健康保険税、目1.一般被保険者国民健康保険税、補正額としましては、3,143万7,000円の減額で、その内容につきましては、被保険者の所得が全体に低くなっていること等から、一般被保険者国民健康保険税の1月末調定額から収納率等を勘案し推計をした結果をまとめ、減額するものであります。

目2.退職被保険者等国民健康保険税、補正額としましては134万2,000円の増額で、その内容につきましては、退職被保険者数の増によるものであります。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、補正額としましては1,436万3,000円の減額で、その内容につきましては、一般被保険者に係る医療給付に要する費用の額について、平成22年度の交付見込み額が確定したため減額するものであります。

目2.高額医療費共同事業負担金、補正額としましては140万1,000円の増額で、その内容につきましては、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するために行われてい

る共同事業の平成22年度拠出見込み金が確定したことにより、その4分の1を負担する国庫負担金額が決定したことによる増額であります。

項2.国庫補助金、目1.財政調整交付金、補正額としましては900万円の減額で、その内容につきましては、一般被保険者に係る所得を考慮して全国統一的に算定する額が療養の給付等に要する費用の額を考慮して、算定する額に満たない市町村に対してその額を交付金として交付される普通調整交付金の平成22年度交付見込み額が確定したことによる減額であります。

款4.項1.目1.療養給付費交付金、補正額としましては217万2,000円の減額で、その内容につきましては退職被保険者等に係る医療の給付費から退職被保険者等に係る保険税に相当する額を差し引いた額を交付されてまいりますが、平成22年度の交付見込み額が確定したことによる減額でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

款6.県支出金、項1.県負担金、目1.高額医療費共同事業負担金、補正額としましては140万1,000円の増額で、その内容につきましては、国庫負担金と同じでございます。

款7.共同事業交付金、項1.共同事業交付金、目1.高額医療費共同事業交付金、補正額といたしましては464万9,000円の増額で、その内容につきましては、高額医療費の増に伴う追加交付を受けるものであります。

目2.保険財政共同安定化事業交付金、補正額としましては1,972万円の増額で、その内容につきましては、高額医療費共同事業費交付金と同様であり、1件当たり30万円を超えるものの、8万円から80万円以内の案件について交付を受けるものであります。そして、その追加交付を受けるものでございます。

款9.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額としましては861万6,000円の増額で、その内容につきましては、保険税軽減分としての保険基盤安定繰入金につきましては761万円の増額、保険者支援分としての保険基盤安定繰入金については166万2,000円の増額、職員給与費等繰入金については112万円の減額、出産育児一時金につきましては150万円の減額、高齢者の加入割合が高い影響を勘案して繰り入れされる財政安定化支援事業繰入金については196万4,000円を増額し、その見込み額の合計を増額しております。

款11.諸収入、項1.延滞金、加算金及び過料、目1.一般被保険者延滞金、補正額は117万3,000円の増額で、その内容につきましては、延滞金収納の増によるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

項2.雑入、目1.一般被保険者第三者納付金、補正額は150万1,000円で、その内容につきましては、第三者行為案件の増により追加するものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては92万円の減額でございます。

項2.徴税費、目1.賦課徴収費、補正額としましては20万円の減額で、その内容につきましては、印刷製本費の減であります。

款2.保険給付費、項1.療養諸費、目1.一般被保険者療養給付費、補正の内容は、療養給付費負担金1,283万9,000円、普通調整交付金900万円の減額、保険財政共同安定化事業交付金1,972万円の増額になったことによります財源補正をしております。

目2.退職被保険者等療養給付費、補正の内容は、退職者医療等交付金193万1,000円の減による財源補正でございます。

目3.一般被保険者療養費、補正の内容は、療養給付費負担金26万円の減による財源補正でございます。

目4.退職被保険者等療養費、補正の内容は、退職者医療等交付金2万6,000円の減による財源補正です。

14、15ページをお開きください。

項2.高額療養費、目1.一般被保険者高額療養費、補正の内容は、高額医療費共同事業交付金464万9,000円の増、療養給付費負担金134万3,000円の減に伴う財源補正です。

目2.退職被保険者等高額療養費、補正の内容は、退職者医療等交付金21万5,000円の減による財源補正でございます。

項4.出産育児諸費、目1.出産育児一時金、補正額としましては210万円の減額で、その内容は、出産件数の見積もり減によるものでございます。見込み件数を30件としましたが、25件に減をしております。

項5.葬祭諸費、目1.葬祭費100万円の減額で、その内容につきましては、21年度当初見込み件数60件より下回ったため減額するものであります。

款3.後期高齢者支援金等、項1.後期高齢者支援金等、目1.後期高齢者支援金等、補正の内容は、後期高齢者医療費支援金負担金31万8,000円の増による財源補正でございます。

16、17ページをお開きください。

款6.介護納付金、項1.介護納付金、目1.介護納付金、補正額としましては70万1,000円の減額で、その内容は、平成22年度介護納付金拠出見込み額が決まったことによります減額であります。

款7.項1.共同事業拠出金、目1.高額医療費拠出金、補正額は560万円の増額で、その内容につきましては、平成22年度の高額医療費拠出金の額が決まったことにより追加するものでござ

います。

目3.保険財政共同安定化事業拠出金、補正額は873万4,000円の増額で、その内容につきましては、平成22年度の保険財政共同安定化事業拠出金の額が決まったことによる増でございます。

款8.保健事業費、項1.目1.特定健康診査等事業費、補正額は305万円の減額で、その内容につきましては、特定健診データ入力委託料執行残45万円、眼底検査委託料執行残30万円、特定健診等保険者負担金についても執行残額の見込みを230万円としており、これを減額するものでございます。

18、19ページをお開きください。

款11.項1.目1.予備費、補正額としましては2,353万2,000円の減額で、今回の補正予算に伴います調整分を計上するものでございます。

20ページに給与費明細書が添付してございますので、御参照をいただきたいと思えます。

以上で、議案第13号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により歳入より説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款6.諸収入、項1.雑入、目2.返納金、補正額としましては7,000円の増額で、その内容は、平成20年1月から3月までの診療分について診療期間の請求誤りがあったため、この返納金を追加するものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。

8、9ページをお開きください。

款2.諸支出金、項2.目1.繰出金、補正額としましては7,000円の増額で、その内容は返納金の追加を受けましたので、これを一般会計繰出金に追加し、特別会計の閉鎖をするものであります。

以上で、議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、事項別明細書により、歳入より説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款1.項1.介護保険料、目1.第1号被保険者保険料、補正額は440万円の減額で、その内容は、現年度特別徴収保険料について、当初予算に対し2月現在の調定額が1億7,004万4,900円となり、その差額140万円を減額し、同じく現年度普通徴収保険料についても2月現在の調定額が

1,346万300円となり、その差額300万円を減額するものであります。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.介護給付費負担金、補正額は2,512万7,000円の減額で、その内容につきましては、平成22年度の居宅サービス、施設サービスに係る総給付費、介護給付費と予防給付費を合算した額の減による国庫負担金の減額であります。

項2.国庫補助金、目1.調整交付金、補正額は106万5,000円の減額で、その内容につきましては、平成22年度標準介護給付費の減によるものであります。

目2.地域支援事業交付金、補正額は247万1,000円の減額で、その内容につきましては、地域支援事業は標準介護給付費の3%が基準額となっており、平成22年度の標準介護給付費の減により、地域支援事業の3%相当額の基準額が下がってくることによる減であります。

款4.項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、補正額は4,823万6,000円の減額で、その内容につきましては、国庫負担金と同じ要因による減でございます。

款5.県支出金、項1.県負担金、目1.介護給付費負担金、補正額は1,934万1,000円の減額で、その内容につきましては、国庫負担金と同じ要因による減でございます。

項3.県補助金、目1.地域支援事業交付金、補正額は123万5,000円の減額で、その内容につきましては、国庫補助金の地域支援事業交付金と同じ要因による減でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.介護給付費繰入金、補正額は1,725万円の減額で、その内容につきましては、平成22年度介護給付費の居宅サービス、施設サービスの給付費の減によるものであります。

目2.地域支援事業繰入金、補正額は778万5,000円の増額で、その内容は、通所型介護予防事業の見込み減による繰入金26万円の減額と、地域支援事業につきましては、標準介護給付費の3%が基準額となっております。その財源構成は、保険料、国庫補助金、県費補助金、市町村繰入金となっており、平成22年度の標準介護給付費の減により、地域支援事業の3%相当額の基準額が下がってまいりますことによる国庫、県費、保険料の繰り入れが減となります。この差額分が804万4,528円となり、これを追加するものであります。

目3.その他一般会計繰入金、補正額は83万円の減額で、その内容は、職員給与費等繰入金63万円と認定事務費繰入金20万円を減するものであります。

項2.目1.基金繰入金、補正額は2,873万円の減額で、その内容につきましては、平成22年度の標準給付費が減となり、介護給付費準備基金からの繰り入れをする必要がなくなったことによる減でございます。

款8.諸収入、項2.目1.雑入、補正額は23万円の減額で、その内容につきましては、地域支援事業の通所型介護予防事業における利用者を20人と見込んでおりましたが、15人と下回りました。

たため、利用料の減が生じたものであります。

款9.財産収入、項1.財産運用収入、目1.利子及び配当金、補正額は9万1,000円の増額で、その内容は介護給付費準備基金運用益であります。

続いて歳出の説明をいたします。

10、11ページをお開きください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額は63万円の減額で、その内容は、時間外勤務手当40万円、郵便料23万円の減でございます。

項2.目1.介護認定審査会費、補正額は20万円の減額で、その内容は認定審査会開催回数を年間26回と予定いたしましたが、今年度開催回数が24回となるため減するものでございます。

款2.保険給付費、項1.目1.介護サービス等給付費、補正額は1億3,500万円の減額で、その内容につきましては介護サービス等給付事業で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費のサービス利用の見込み誤りによるものであります。

12、13ページをお開きください。

項5.目1.特定入所者介護サービス等給付費、補正額は300万円の減額で、その内容につきましては、一定の所得以下の介護保険施設入所者及び短期入所利用者の食事及び居住または滞在に要する費用の保険給付費の見込み誤りによるものであります。

款3.地域支援事業費、項1.介護予防事業費、目1.介護予防特定高齢施策費、補正額は230万円の減額で、その内容につきましては、通所型介護予防事業利用者の減によるものであります。

項2.目1.包括的支援事業費、補正の内容は、国・県の包括的支援事業・任意事業交付金494万2,000円の減による財源補正であります。

款4.項1.基金積立金、目1.介護給付費準備基金積立金、補正額は9万1,000円の増額で、準備基金の運用益を積み立てるものであります。

14、15ページに給与費明細書を載せてございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第15号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第16号及び議案第17号について、建設部長、説明願います。建設部長（野田 透君） それでは、議長さんより御指名をいただきましたので、初めに議案第16号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして説明させていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正につきましては、県が行います流域下水道事業の事業費が確定したこと

により起債限度額を減額するものであります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳入であります。款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.下水道使用料、補正額は500万円の増額で、その内容は、接続件数の増加による下水道使用料の増額によるものでございます。

款3.国庫支出金、項1.国庫補助金、目1.下水道事業費国庫補助金、補正額は620万円の減額で、その内容は、建設工事費の確定により減額をするものであります。

款4.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.一般会計繰入金、補正額は2,078万8,000円の減額で、その内容は、建設事業費等の確定に伴い一般会計繰入金を減額するものであります。

款7.町債、項1.町債、目1.下水道事業債、補正額は220万円の減額で、その内容は、県が施行する流域下水道事業の負担金の確定により減額をするものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出であります。款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額は65万円の減額で、その内容は、時間外勤務手当を減額するものであります。

目2.維持管理費、補正額は900万円の減額で、その内容は、左岸及び右岸流域下水道維持管理費の確定に伴い減額をするものであります。

款2.下水道建設費、項1.下水道建設費、目1.下水道建設費、補正額は1,387万6,000円の減額で、その内容は、汚水公共ます設置件数の確定に伴う工事請負費の減額と、左岸及び右岸流域下水道における県事業の確定により、左岸及び右岸流域下水道建設事業負担金の減額、また下水道管理設工事に伴い支障となりました水道管移設負担金についても確定しましたので、減額をするものであります。

款3.公債費、項1.公債費、目1.公債費、補正額は66万2,000円の減額で、その内容は、前年度の借入分について借入利率が確定したことに伴い減額をするものであります。

12ページは給与費明細書、13ページは地方債の現在高に関する調書でありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第16号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

続きまして議案第17号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入であります。款3.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.一般会計繰入金、補正額は42万円の減額で、その内容は、事業費の確定により一般会計からの繰入金を減額するものであります。

す。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出であります。款1.総務費、項1.総務管理費、目2.施設管理費、補正額は42万円の減額で、その内容は、排水施設保守管理委託料の確定により減額をするものであります。

以上で、議案第17号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第18号について説明を求めます。歳入については総務部長より、歳出については、それぞれの所管ごとに担当部長より説明を求めます。

初めに、総務部長、説明を求めます。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算のうち、歳入及び歳出の所管分について説明させていただきます。

平成23年度の予算規模は、一般会計で93億6,000万円であり、22年度と比較して20億6,000万円の増額となっております。この大きな要因は、南小学校建設工事費、約23億円ですが、その財源は町債が10億、国庫補助及び負担金が2億4,000万、学校施設整備事業基金繰り入れが5億2,000万、残り5億4,000万を財政調整基金で賄っており、南小学校建設が他の事業の負担にならないよう編成を行いました。

歳入については、平成23年度においても引き続き町税の伸びを期待することはできず、財政調整基金の繰り入れに頼らざるを得ない財政状況にあると考えた予算編成となっております。法人税の伸びをわずかながら見越しているところもあるようですが、昨今の国内外の状況を見る限り大口町としましては、法人町民税の最低ラインと思われる平成22年度実績見込みをもとに予算編成を行いました。

次に、総務部所管の予算の概要についてであります。行政課、税務課、政策推進課の3課で構成される総務部は管理的業務が大半を占めており、23年度予算においても経常的経費がそのほとんどを占めております。経営計画及び予算編成における各課の基本方針が予算額として直接あらわれにくいですが、常に無駄を省き、事務処理の合理化を念頭に置いて編成しております。

その中でも、行政課所管の電子計算運用事業において23年度は、外国人登録制度の改正に伴う住民記録システム改修があり、この改正はほぼすべての業務のシステムに影響を及ぼすために、他市町では億単位の改修費用を見込んでいるところもあるようです。いずれにしましても業務に支障が出ないように、それぞれの担当部署と連携しながら、万全の体制で施行していきます。

また、税務課においては税負担の公平性を実現するため、徴収の強化を今後とも進めるとと

もに、納税しやすい環境整備のため、コンビニ収納に対応する準備を実施します。政策推進課においては、経営計画と連動した人事評価を行うとともに、職員の働く意欲を高めるため、福利厚生の充実を図る一つとして、職員互助会への補助金交付を互助会が行う特定の事業に対し実施するという、従前とは違う形で復活させました。

それでは、議案書7ページ、8ページをお開きください。

第2表 地方債であります。

第2表 地方債、南小学校建設事業債、限度額10億円、利率4%以内。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間を短縮し、または繰り上げ償還することができる。以上であります。

では、一般会計の歳入全般及び歳出の所管分について説明をさせていただきますので、平成23年度予算に関する説明書4ページ、5ページをお願いします。

まず、歳入についてであります。

款1.町税、項1.町民税、本年度予算額18億3,700万円で、対前年当初予算比較で1億5,750万円の増額であります。22年度実績見込みで見ますと、議案第12号 平成22年度一般会計補正予算(第8号)で提案しているとおり18億8,100万円と見込んでおり4,400万円ほど減少しています。23年度は、さきにも説明しましたとおり、法人分はほぼ22年度実績見込みに近いものと考えております。

項2.固定資産税、本年度予算額27億4,833万4,000円、前年比1億ほどの増額であります。これも22年度実績見込みにより算定しております。

次の項3.軽自動車税から8ページの款7.自動車取得税交付金までは、法改正等による制度変更はなく、22年度実績見込み及び地方財政計画を考慮し、それぞれ積算しております。

8ページ、9ページの款8.地方特例交付金の児童手当及び子ども手当特例交付金については、もとは児童手当の18、19年度の制度拡充による自治体負担の増加に対応するために措置されたものです。新たに子ども手当創設により、児童手当分の自治体負担が増加する部分について特例交付金で措置され、22年度まで措置されていた児童手当18、19年度の法改正増分については、年少扶養控除の廃止に伴い交付税が増額となるため減額となっています。

次に、款9.地方交付税の特別交付税については、交付税総額の6%を普通交付税で措置されない個別、緊急的なものを財政措置する制度でありましたが、23年度はこの率が5%となってきており、これを加味した算定となっております。

款10.交通安全対策特別交付金及び款11.分担金及び負担金についても制度改正はなく、実績見込み及び事業計画により算定されております。

次ページ、款12.使用料及び手数料、項1.使用料については、大口町道路占用料条例等の改正に伴い道路使用料の道水路占用料を主なものとして減額となっております。

次ページ、12、13ページをお願いします。

なお、これからの項目の多くは、それぞれの歳出に計上されている事業計画により積算されていますので、説明を省略させていただく部分が多くなりますので御了承ください。

款13.国庫支出金、項1.国庫負担金について、昨年度までありました児童手当費負担金がなくなり、南小学校建設事業に係る公立学校施設整備費負担金が計上してあります。

次の項2.国庫補助金については、14、15ページ、節2.小学校費補助金の学校施設環境改善交付金 2億1,917万6,000円が南小学校建設事業に係る補助金となっております。

次に、款14.県支出金について、14ページから21ページにかけて事業計画に基づいてそれぞれ積算されておりますが、特筆する事項として、16、17ページをお開きください。

16、17ページの民生費県補助金の節2.高齢者福祉費補助金の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金4,375万円は全額補助で、町が民間介護施設整備に対し補助する介護基盤整備事業に係る補助金であります。

次ページの目7.土木費県補助金のうち節4.都市計画費補助金の市町村土木事業費補助金495万円は、余野1号公園に係る補助金であります。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

款17.繰入金、項1.基金繰入金のうち財政調整基金繰入金は、法人町民税の減収等に対し7億5,000万円を取り崩すもので、基金の残高は予算ベースで12億6,839万1,000円となります。

また、学校施設整備事業基金繰入金 5億2,000万円は、南小学校建設事業に対し取り崩すもので、その後の残高は、これも予算ベースですが4億3,941万3,000円となります。

次の項2.特別会計繰入金の老人保健特別会計繰入金については、23年度より老人保健特別会計がなくなるため廃目となるものです。

次に、款19.諸収入について、次ページに移ります、項3.雑入、目4.雑入において、飛びますけれども28、29ページをお開きください。説明欄の14、15の項ですが、学校給食費負担金については、昨年度に引き続き半額の予算計上となっております。

次の款20.町債において、臨時財政対策債は廃目となっております。

続いて歳出に移ります。30、31ページをお願いします。

歳出、款1.項1.目1.議会費、本年度予算額 1億5,506万1,000円、対前年度比較で3,221万5,000円の増額となっております。地方議会議員年金制度の廃止に伴う公費負担金を見込んだためであります。

32、33ページをお願いします。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1.行政管理費、本年度予算額1億6,465万5,000円、前年比51万円の減額となっております。

38、39ページをお願いします。

目2.政策推進管理費、本年度予算額6,515万2,000円、対前年度比較で665万8,000円の減額となっております。主なものは、職員給与費、賃金、COP10啓発事業委託料の削減に伴う減額であります。

42、43ページをお願いします。

目3.職員管理費、本年度予算額3,679万9,000円、対前年度比較で251万2,000円の増額となっております。職員互助会への補助金200万円を新たに計上したことによるものであります。

44ページ、45ページをお願いします。

目4.財政管理費、本年度予算額542万4,000円の計上であります。

目6.財産管理費、本年度予算額5,887万8,000円、対前年度比較1億7,989万7,000円の減額となっております。前年度は、庁舎の耐震補強改修等を行ったためであります。

50ページ、51ページをお願いします。

目7.電子計算費、本年度予算額1億3,228万3,000円、対前年度比較で1,350万5,000円の増額となっております。これは、外国人登録制度が大幅に改正されることに伴いシステム改修が必要となり、電算システム開発委託料が増額となるためです。

飛びますが、66ページ、67ページをお願いします。

目13.明日のまちづくり基金費、本年度予算額5,506万7,000円の計上であります。

項2.徴税费、目1.税務総務費、本年度予算額8,389万4,000円、前年度比1,575万9,000円の増額となっており、主なものは職員給与費の増であります。

68ページ、69ページをお願いします。

目2.賦課徴収費、本年度予算額7,096万2,000円、対前年度比較で1,232万2,000円の減額となっております。主なものは固定資産税事務事業で、評価替えの準備完了により鑑定評価業務委託料525万6,000円の削減と、土地評価業務委託料1,032万8,000円減額となったことによるものであります。

少し飛びますが、74ページ、75ページをお願いします。

項4.選挙費、目1.選挙管理委員会費、本年度予算額53万円であります。

目2.各選挙費、本年度予算額1,825万1,000円で、愛知県議会議員一般選挙事業で725万円、78、79ページをお願いします。町議会議員一般選挙事業で1,100万1,000円計上したものであります。

続いて次ページになりますが、項5.目1.統計調査費、本年度予算額109万9,000円、対前年度

比較で742万8,000円の減額となっております。これは、前年度国勢調査事業があったためであります。

次ページ、82、83ページですが、項6.目1.監査委員費、本年度予算額は1,107万4,000円であります。886万1,000円の減額は、職員給与費の減によるものであります。

飛びますが、214、215ページをお願いします。

款12.項1.目1.公債費、本年度予算額2億1,643万3,000円であります。

款13.諸支出金、項1.普通財産取得費、目1.土地取得費、本年度予算額は1,000円であります。次ページをお願いします。

款14.項1.目1.予備費、本年度予算額1,500万円であります。

なお、218ページから223ページまでは特別職及び一般職に係る給与費明細書、224ページ及び225ページは債務負担行為に関する調書、226ページには地方債に関する調書、そして227ページから230ページまでは負債額一覧表をそれぞれ添付しましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第18号 平成23年度一般会計予算のうち、歳入並びに款1.議会費及び総務部所管に係る歳出予算の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて、地域協働部長、説明をお願いします。

地域協働部長（近藤定昭君） それでは、議長さんの御指名を受けましたので、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算の歳出のうち、地域協働部所管分につきまして御説明させていただきます。

最初に、地域協働部所管の当初予算の概要について述べさせていただきます。

地域協働部の平成23年度予算では、参画と協働のまちづくりの推進と、まちの活力を生かした中での環境保全に配慮した循環型社会や、安全で安心な社会の構築を図ります。

町民安全課では、地域自治推進事業といたしまして、身近な暮らしの課題に対し、地域住民がみずから決め、解決に取り組んでいける住民自治の確立を目指した事業を展開します。

地域防犯対策事業では、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるための事業を行います。

環境課では、ごみ減量、資源化対策事業といたしまして、資源の有効利用、可燃ごみの減量を目的に廃棄物の分別徹底を図ることにより、循環型社会の構築を目指します。

次に、地域振興課では、コミュニティーバス運行事業といたしまして、住民の移動手段の確保及び町内企業への通勤手段として、地域活力の創出や地域経済の活性化を目指します。

まちづくり活動推進事業といたしましては、本年度も「みんなで進める自立と共助のまちづくり」をテーマに、住民と企業、行政が互いの役割を自覚し、連携していく考えをもとに、ま

ちづくりの推進に取り組んでいきたいと思っております。

商工業振興事業といたしまして、本年度も町内の中小企業者や小規模事業者の経営を支援する取り組みを行います。

それでは、地域協働部所管分の一般会計予算のうち歳出につきまして、その内容を平成23年度予算に関する説明書の事項別明細により説明させていただきます。

52、53ページをお願いします。

款2.総務費、項1.総務管理費、目8.住民自治費、本年度予算額は1億910万円、対前年度比較で210万3,000円の増額となっております。増額の主な要因は、地区の集会場建設に伴います集会施設整備補助金の計上にあるものであります。

地域自治推進事業では、各行政区の自主的な取り組みを推進するため、まちづくりを考える会が、地方分権の進展、または地域の課題に対応できる地域自治組織のあり方を検討され、その集大成として、住民自治を実践していくための新しい自治組織について、本年11月を目標に報告していただくことになっております。

54、55ページをお願いいたします。

15節工事請負費のうち学共等改修工事費357万2,000円は、外坪学共の外壁改修工事、豊田学共の地デジ化に伴う共同アンテナの撤去工事を見込んでおります。

また、19節の負担金補助及び交付金の補助金については、先ほども述べました地区の集会場建設に伴う補助金として867万9,000円補助するものであります。

56、57ページをお願いいたします。

地域防犯対策事業といたしましては、防犯灯の明かりをLED化するため、本年度も新規街灯10基の設置を初め、街灯設置工事費として44万3,000円を計上し、さらなる安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

青少年問題・人権擁護活動事業は、青少年問題協議会の運営と人権行政相談を2ヵ月に1度開催するなど、啓発活動に努めてまいります。

目9.交通安全対策費、本年度予算額は593万6,000円、対前年度比較で118万4,000円の増額となっております。

増額の主な要因は、小学校区に1名ずつ、計3名の交通指導員を配置することにしたため、交通指導員1名の増員によるものであります。

58、59ページをお願いいたします。

目10.広報費、本年度予算額1,295万7,000円、対前年度比較で53万2,000円の増額となっております。増額の主な要因は、新規に従来の衛生カレンダー等を住民要望に基づきまして、町が行っております年間の各種事業をカレンダーに盛り込むことにして、仮称ではありますが「事

業カレンダー」として作成することにしたものでございます。

60、61ページをお願いいたします。

目11.地域振興費、本年度予算額1億1,848万4,000円、対前年度比較で96万1,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員手当等の減額によるものでございます。

62、63ページをお願いいたします。

コミュニティーバス運行事業につきましては、特定財源といたしまして県補助金140万円のほか、運行支援収入といたしまして468万円及び広告料収入200万円を見込んでおります。本年度は、平成15年3月に設置しました各停留所の看板が傷んでまいりましたので、バス停看板製作委託料といたしまして186万円を計上させていただきました。

これからも、住民の移動手段の確保、町内企業への通勤手段として地域の活性化を目指してまいります。

64、65ページをお願いいたします。

まちづくり活動推進事業といたしまして、今年度もやる舞い大祭事業等の協働委託事業や、元気なまちづくり事業協働費を初め、807万5,000円を計上いたしました。なお、今年度から、ふれあいまつりを実行委員会方式に切りかえ、ふれあいまつり参加者の意向がより反映する体制といたしました。

次に、活動団体支援事業といたしまして、地域振興団体の大口さくらメイト、老人クラブや子ども会への補助金として400万円計上いたしました。なお、フレンドシップ継承事業は、大口町フレンドシップ継承事業基金の原資を平成22年度事業をもって使い切りましたので、中学生、高校生及び大学生等を海外に派遣する海外派遣事業等は、事業の組みかえで国際交流事業特別会計へ移行させていただきましたため、国際交流事業特別会計への繰出金を355万5,000円計上させていただきました。

66、67ページをお願いいたします。

目12.ふるさとづくり基金費、本年度予算額1,109万円、対前年度比較で1万8,000円の減額となっております。減額の主な要因は、利子等の収入の減であります。

124、125ページをお願いいたします。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目4.環境衛生費であります。

本年度予算額は1億350万5,000円、対前年度比較で371万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、愛北広域事務組合火葬事業運営費が、施設の空調用冷温水発生機の更新工事と、正規職員を2名から3名に1名増員に伴います負担金の増額によるものでございます。

126、127ページをお願いいたします。

環境保全対策事業では、新規事業といたしまして平成24年度の悪臭指数規制導入に向けて悪

臭調査委託料10万5,000円を計上させていただきました。

128、129ページをお願いいたします。

今年度も地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システム設置に対する支援を引き続き行ってまいります。

項2.清掃費、目1.塵芥処理費、今年度予算額2億2,151万円、対前年度比較で1,634万8,000円の減額となっております。

減額の主な要因は、平成22年度実績で、消耗品費の可燃ごみ収集袋の作成が安価でできたことからの減額や、江南丹羽環境管理組合が平成21年度から23年度まで実施しておりますごみ焼却処理施設基幹整備補修工事が最終年度となり、対象工事費の縮小に伴う組合負担金が前年度より減額となったためでございます。

目2.循環型社会形成費、本年度予算額9,115万3,000円、対前年度比較で607万4,000の増額となっております。増額の主な要因は、御協力をいただいております資源ごみ等の分別収集の種類をあらわした各集積場に設置してあります看板が、設置後、多年を経過いたしまして老朽化していることと、現在の分別方法とは違いが出ていることにより、今年度、新たに看板をつくり直すことにいたしまして207万9,000円を計上しました。昨年度、エコ・ステーションに試行的に設置いたしました結果、一定の成果が出たことから、今年度脱臭装置を設置すべく525万円を計上いたしました。

132、133ページをお願いいたします。

目3.し尿処理費、本年度予算額3,793万円、対前年度比較で560万円の減額であります。減額の主な要因は、愛北広域事務組合し尿処理場運営費等負担金が減額となったことによるものであります。

款5.労働費、項1.目1.労働諸費でございます。本年度予算額432万4,000円、前年度と同額でございます。

134、135ページをお願いいたします。

今お話ししましたように、目全体では同額ではございますが、前年度と違うところは預託金でございます。22年度も勤労者等生活資金の借り入れがないことが見込まれることから、平成23年度の勤労者等生活資金の預託金を100万円とし、勤労者住宅資金貸出総額を増額するため、勤労者住宅資金の預託金を200万円としました。

項2.失業対策費、目1.一般失業対策事業費、本年度予算額3,552万4,000円、対前年度比較で299万4,000円の増額となっております。増額の主な要因は、愛知県緊急雇用創出事業基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を今年度も積極的に活用するものであります。

142、143ページをお願いいたします。

款7.項1.商工費、目1.商工振興費でございます。

本年度予算額 1億221万円、対前年度比較で5,348万2,000円の減額となっております。

144、145ページをお願いいたします。

減額の主な要因は、昨年度は21年度決算見込み額から緊急保証制度融資保証料並びに緊急保証制度利子補給金をそれぞれ大幅に増額計上いたしましたが、景気対応緊急保証制度が平成23年3月31日をもって終了すること等から、従来額に戻し、新たに商工会で経営指導を受けている小規模事業者が日本政策金融公庫から融資を受ける場合の利子補給補助金として135万円を計上させていただきました。

目2.観光費、本年度予算額2,268万8,000円、対前年度比較で25万6,000円の増額であります。増額の主な要因は、尾北自然歩道の環境整備事業は平成21年度で完了いたしましたが、対象外の地区の修繕が必要になってまいりましたので、修繕費として37万1,000円を計上いたしました。

158、159ページをお願いいたします。

款8.土木費、項4.都市計画費、目4.公園費の4.公園整備事業費をごらんいただきたいと思います。

19.負担金補助及び交付金中の2.補助金であります。

住民団体が主体となって地区住民のコミュニティー活動の場として利用する地区広場を整備し、かつ管理をすることにより、地区住民の健康増進及び親睦交流を図ることを目的に行われる事業に対し、試行的ではございますが、広場整備補助金として500万円を計上させていただきました。

160ページ、161ページをお願いいたします。

款9.項1.消防費、目1.非常備消防費、本年度予算額1,594万1,000円、対前年度比較で452万1,000円の減額であります。

減額の主な要因は、昨年度は県消防操法大会で優勝、全国消防操法大会初出場で優良賞という栄誉に浴した県消防操法大会が、23年度、24年度の2カ年は扶桑町が出場することになっておりますので、県操法大会事業を廃止したことによるものでございます。

164、165ページをお願いいたします。

目2.消防施設費、本年度予算額 3億3,717万6,000円、対前年度比1,853万6,000円の増額であります。

増額の主な要因は、丹羽広域事務組合が高規格救急車を新たに購入するなどによる負担金の増額によるものであります。

目3.災害対策費、本年度予算額1,137万8,000円、対前年度比較2,181万円の減額であります。

減額の主な要因は、昨年度、南小学校建設事業に伴い、学校敷地内に設置してありました耐震性貯水槽等の撤去工事費及びM C A無線機15基を初めとする防災用備品購入費を計上したことの分の減額でございます。

以上で、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算の歳出のうち、地域協働部所管分の予算説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

（午後 0時00分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

議長（酒井久和君） 続いて健康福祉部長、説明をお願いいたします。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、議長さんの御指名を受けましたので、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算の歳出のうち、健康福祉部所管分につきまして、その概要について説明をさせていただきます。

まず初めに、平成23年度健康福祉部の主な取り組みにつきまして述べさせていただきます。

健康福祉部につきましては、各分野の福祉と健康づくりを推進するために、大口町総合計画のもとに、それぞれの計画書を持ち、住民福祉の向上のための目標を定め、その達成に向けて関係するところとの連携を取りながら推進することとなっております。平成23年度につきましても、これらの計画に基づく取り組みを実施してまいります。

まず児童福祉では、次世代支援行動計画の2年目に入っております。子育て支援事業として、家庭に引きこもりがちな方の支援を担っていく支援員の育成、組織づくりの取り組み、保育園では、将来の運営を考慮に入れた未満児一時預かり事業の実施、障害者福祉につきましては、地域生活支援事業の見直しによる新規事業の展開、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の障害者医療費の全疾病への拡大、社会福祉法人おおぐち福祉会が運営する通所授産施設の新体系への移行について、今年度が最終年度となっておりますので、法人と連携をとりながら施設利用者に利用しやすいものとなるよう移行に向けての協力を努めてまいります。

高齢者福祉では、昨年来社会問題化となっております単身高齢者世帯、高齢者世帯の見守り推進の取り組み、それから、高齢者福祉・介護保険事業の第5期計画書の策定、認知症対応型グループホーム運営法人の誘致及び設置。

健康推進につきましては、予防施策として昨年より取り組んでおります疾病等について、大口町の現状把握から見えてくる今後の施策の検討及び実施。さらには、任意予防接種事業の拡

大。社会福祉では、社会情勢の不安定から本町でも生活保護世帯が倍増しております。こういった若い世代がふえておりますので、そういった方たちの就労等への支援などを目標として、取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、健康福祉部所管分の一般会計予算のうち、歳出につきまして、その主な事業について、その内容を平成23年度予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

70ページ、71ページをお開きください。

款2.総務費、項3.戸籍住民基本台帳費、目1.戸籍住民基本台帳費、本年度予算額6,449万5,000円で、対前年度比較487万5,000円の減額であります。

72、73ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費につきましては、13節の委託料の町名変更業務委託料がございますが、これにつきましては、22年度の執行予定でございました秋田・替地地区の業務がおくれることにより、1年ずれたことによるものであります。

84、85ページをお開きください。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、本年度予算額2億5,772万9,000円で、対前年度3,034万8,000円の増額となっております。86、87ページをお開きください。増額の主な要因は、28節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金が2,849万3,000円の増によるものであります。

目2.高齢者福祉費、本年度予算額2億5,863万3,000円、対前年度比較で3,049万7,000円の増額となっております。88、89ページをお開きください。増額の主な要因は、19節負担金補助及び交付金でございます番号6.介護基盤整備事業補助金でございます。その内容につきましては、23年度に認知症対応型グループホームの運営法人の誘致による施設建設費に係る補助金でございます。これにつきましては、歳入でも説明がありましたように、国から介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金を受けて行ってまいります。

90、91ページをお開きください。

目3.障がい者福祉費、本年度予算額1億8,593万9,000円、対前年度比較で561万9,000円の増額となっております。92、93ページをお開きください。増額の主な要因につきましては、20節扶助費の番号10番、障がい介護給付費の増によるものであります。

目4.福祉医療費、本年度予算額4億2,770万6,000円、対前年度比較で2,563万2,000円の増額となっております。96、97ページをお開きください。増額の主な要因につきましては、20節の扶助費の番号10.後期高齢者福祉医療費扶助が462万円の増、それから番号9番の後期高齢者医療保険事業の、19節負担金の番号1.後期高齢者療養給付費の負担金が1,935万円の増になっておるものであります。

95ページに戻りますが、23年度に医療費助成を拡大いたします、番号6.精神障がい者医療費助成事業につきましては、精神疾患に係る費用を1,293万円、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者に係る全疾病分を427万円見込みました。これにつきましては、97ページの上段3行目20節扶助費のところ計上をいたしております。

目5.国民年金費、本年度予算額850万2,000円でございます。

98、99ページをお開きください。

項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費、本年度予算額1億1,002万5,000円、対前年度比較で172万7,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費の減でございます。

100、101ページをお開きください。

番号3の子育て支援事業の8節報償費、番号6.(仮称)子育て支援員養成研修会講師報償金、それから12節役務費、番号6番(仮称)ドアノッキング損害賠償・傷害保険料につきましては、次世代育成行動支援計画に基づき、子育て支援事業として家庭に引きこもりがちな方を支援する事業に取り組んでまいりますが、これに係る費用として計上をいたしております。

102、103ページをお開きください。

目2.児童措置費、本年度予算額6億3,580万5,000円で、子ども手当の給付事業に要する経費を計上しております。

104、105ページをお開きください。

目3.児童センター費、本年度予算額2,929万6,000円、対前年度比較23万1,000円の増となっております。

106、107ページをお願いいたします。

目4.保育園費、本年度予算額4億2,642万6,000円、対前年度比較1,892万8,000円の増額となっております。110、111ページをお開きください。保育園運営事業で13節委託料の番号13、広域入所委託料が計上してございますが、これは清須市への公立保育園に入所される方1名分を計上させていただいております。

114、115ページをお開きください。

保育園整備事業の15節工事請負費につきましては、番号11.西保育園駐車場整備工事費は、未舗装状態で毎年砂入れなどで周辺対策等を行ってまいりましたが、この舗装工事を行うことでこれに対応するものでございます。

平成23年度4月の園児数につきましては、年長児が152名、年中児が158名、年少児が143名、未満児100名で、合計552名を現在のところ予定をいたしております。

それから、項3.目1.災害救助費、前年度と同額の10万円を計上いたしております。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費、本年度予算額1億5,383万6,000円、対

前年度比較で2,854万9,000円の増額となっております。増額の主な要因の一つとして、育児休暇職員の復帰が23年度に3名ございます。この職員給与費の増であります。

116、117ページをお開きください。

13節の委託料にあります番号6.電算システム開発委託料1,359万8,000円につきましては、昨年までは電子計算費で計上しておりましたが、今年度より移行をしたものでございますが、その内容につきましては、予防接種事業、成人各種検診事業、母子健診事業等のデータ管理を行っているものであります。

120、121ページをお開きください。

番号5.健康文化センター管理事業の15節工事請負費につきましては、昨年の落雷以来、電話交換機に支障が生じているため、これを取りかえるものであります。同じく18節の備品購入費につきましては、トレーニングセンター開設10年を経過する中でマシンも老朽化し、これを順次かえていくものであります。今年度はトータルボディートレーナー、ステッパー、ヒップアップダクシオンを購入するものであります。

目2.予防費、本年度予算額8,760万円で、対前年度比較で3,720万4,000円の増額であります。122、123ページをお開きください。増額の主な要因は、13節委託料の予防接種委託料にありますヒブワクチン接種事業506万円、小児用肺炎球菌ワクチン756万7,000円、子宮頸がん予防ワクチン798万円、そして、20節扶助費にありますこれらのワクチン接種者で、低所得者に対する扶助費681万9,000円による増でございます。

124、125ページをお開きください。

目3.母子保健費、本年度予算額3,163万円、対前年度比較で419万3,000円の減額でございます。主な減額の要因につきましては、13節委託料の番号11.妊婦乳児健康診査委託料につきましては、健診回数等拡大を行ってまいりましたが、健診を受けられる当事者においては、年度とは無関係になる形の中で回数等が読むことができない部分がございます。そういった中で実績に基づく経費を計上いたしました。これが減額の主な要因になっております。

以上で、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算の歳出に係る健康福祉部所管分の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて建設部長、説明をお願いします。

建設部長（野田 透君） それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算、歳出のうち建設部所管分につきまして説明をさせていただきます。

初めに、予算の概要として主要事業及び新規事業について説明をさせていただきます。

建設農政課所管事業としては、施政方針にもありましたように農業振興策として、新たに農

力造進事業を立ち上げ、平成23年度は米粉を使った食品の商品化等、農業の6次産業化に向けた研究を始めてまいります。また、町民の方々の暮らしの利便性や安全性を向上させるため、道路、橋梁、河川等の整備については本年度も計画的に施行してまいります。主な工事としては、上小口産業団地内の道路工事や、北小学校通学路整備として上小口51号線の歩道設置工事、9月に供用開始予定の大口橋のかけかえ工事等であります。また、町内の老朽化が進む橋梁について、長寿命化修繕計画を策定するための点検等業務を平成22年度に引き続き実施してまいります。

都市整備課においては、平成23年度スタートの新都市計画マスタープランに位置づけした小口線、余野1号公園、秋田地区の公園等の都市計画施設の整備を推進してまいります。また、公共下水道の整備については、五条川右岸処理区の中小口一丁目、上小口一丁目の面整備や河北地区へ向かう幹線敷設等を行って推進を図ってまいります。また、舗装の本復旧についても順次計画的に行ってまいります。

それでは、建設部所管分の一般会計予算のうち、歳出につきまして、その内容を23年度予算に関する説明書により説明させていただきますので、お手数ですが136ページ、137ページをお開きください。

建設農政課所管となるものでございます。

款6.農業費、項1.農業費、目1.農業委員会費、本年度予算額は677万4,000円、前年度比較で7万3,000円の増額であります。増額の要因は、3.農業委員会事業費の増額であります。

目2.農業総務費、本年度予算額3,139万7,000円、前年度比較で577万7,000円の増額であります。増額の要因は、職員給与費の増額であります。

138ページ、139ページをお願いいたします。

目3.農業振興費、本年度予算額2,463万5,000円、前年度比較で621万6,000円の増額であります。増額の主な要因は、3.農業振興事業、委託料において、米粉を使った商品開発のための農力造進事業化研究委託料と、140ページ、141ページになりますが、5.農地流動化事業、委託料において、平成24年度に見直しをかけます農業振興地域整備計画の策定のための基礎調査委託を新規計上等したことによるものであります。

目4.農地費、本年度予算額3,216万5,000円、前年度比較で3,576万3,000円の減額であります。減額の主な要因は、3の土地改良事業、工事請負費の減額と、国営事業として施行されました木津用水改修事業の地元負担金であります国営総合農地防災事業負担金を平成22年度に完納したことによるものであります。

142ページ、143ページをお願いいたします。

目5.農村環境費、本年度予算額1,163万8,000円、前年度比較で67万円の減額であります。こ

れにつきましては都市整備課所管となりますが、農業集落家庭排水事業特別会計事業費の減により、繰出金が減額となったことによるものであります。

ページを飛びまして、146ページ、147ページをお願いいたします。

款8.土木費、項1.土木管理費、目1.土木総務費、本年度予算額5,400万3,000円、前年度比較で119万1,000円の減額であります。減額の主な要因は、1の職員給与費の減額によるものであります。

148ページ、149ページをお願いいたします。

項2.道路橋りょう費、目1.道路橋りょう維持整備費、本年度予算額4億1,318万3,000円、前年度比較で4,619万8,000円の増額であります。増額の主な要因は、150、151ページの4.道路整備事業において計画をいたしました上小口産業団地、余野71号線等の工事請負費、また物件補償費等の増額によるものであります。

項3.河川費、目1.河川維持整備費、本年度予算額1,735万1,000円、前年度比較で865万8,000円の減額であります。減額の主な要因は、工事請負費の減額によるものであります。

152ページ、153ページをお願いいたします。

ここからは都市整備課所管となるものでございます。

項4.都市計画費、目1.都市計画総務費、本年度予算額5,156万円、前年度比較で245万9,000円の減額であります。減額の主な要因は、154ページ、155ページになりますが、3.都市計画推進事業、委託料において、都市計画マスタープラン策定業務及び都市計画基本図の修正業務委託が完了したことによるものであります。

156ページ、157ページをお願いいたします。

目2.街路費、本年度予算額1,216万8,000円、前年度比較で1,196万8,000円の増額であります。増額の要因は、小口線の県道小口岩倉交差点から南へ五条川樋田橋までの丈量測量業務委託料の計上によるものであります。

目3.緑化推進費、本年度予算額31万7,000円、前年度と同額であります。

目4.公園費、本年度予算額1億338万8,000円、前年度比較で6,854万4,000円の増額であります。増額の主な要因は、158ページ、159ページになりますが、3.公園維持管理事業、工事請負費において、堀尾跡公園裁断橋の橋面の傷みを補修する改修工事費と、4.公園整備事業では、余野1号公園整備工事費と秋田西郷前地内、現在、夢キャンパス用地として利用させていただいている用地のうち、約1,000平米の購入費用を新規計上したことによるものであります。

なお、19節広場整備補助金500万円につきましては、先ほど地域協働部長が説明したとおりであります。

目5.都市計画事業基金費、本年度予算額8万円、前年度比較で2万円の減額であります。減

額の要因は、預金利子の減額であります。

目6.下水道費、本年度予算額3億8,160万7,000円、前年度比較で2,067万6,000円の減額であります。減額の主な要因は、平成22年度をもって郷浦排水路の改修工事が完了したことによるものであります。

項5.住宅費、目1.住宅管理費、本年度予算額929万7,000円、前年度比較で391万1,000円の増額であります。増額の主な要因は、3.住環境整備事業、160、161ページになりますが、委託料において、平成20年3月に策定し、目標年次を平成27年度としております耐震改修促進計画の中間年次での検証・見直しを行います後期実施計画策定業務を新規計上したことによるものであります。

以上で、一般会計歳出予算の建設部所管分の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて生涯教育部長、説明をお願いします。

生涯教育部長（三輪恒久君） それでは、議長の御指名をいただきましたので、平成23年度大口町一般会計予算の歳出のうち、生涯教育部所管について新規及び継続事業等の内容説明をさせていただきます。

まず初めに、本町の教育行政は、教育基本法の人格の完成や個人の尊厳など普遍的な理念と生涯学習基本構想を基盤に、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を目指すとともに、すべての町民が生きがいを持ち、学びを楽しむ学習環境を創出していけるよう、歳出予算を作成したものであります。

それでは、171ページをお願いします。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費、本年度予算額8,671万8,000円、対前年度比較で927万2,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員の人件費等が大きな要因となっております。継続事業といたしましては、学校教育課においては、本年度も学校生活への適応が困難で、不登校及びその傾向にある小中学校の児童・生徒を対象に、学校復帰や社会に適応できる力を身につけさせるための費用といたしまして612万円の計上をしております。

173ページをお願いいたします。

説明項目の19節負担金補助及び交付金の細節2.補助金、私立高等学校に通う生徒の保護者との間に経済的格差が生じていることから、現在適用している補助要綱を見直すことで経済的地位の格差を是正することができ、大口町の子供たちが勉強できる環境をつくっていきたいと考えておるところであります。

175ページをお願いいたします。

項2.小学校費、目1.学校管理費で本年度予算額1億2,929万2,000円、対前年度比較で100万

円の増額となっております。小学校運営事業においては、学校医の報酬減、少人数指導臨時講師が平成22年度は4名でありましたものが、23年は3名になったということで減額になっております。それから、177ページをお願いいたします。節13.委託料のうち英語指導助手臨時講師派遣委託料が、新学習指導要領の全面実施に伴い小学校の必修授業時間がふえ、これまで外国語教育に充てていた時間数が減少するため、学校と調整した中で、英語指導助手を2名から1名に減員するものの、子供がこの減員によって英語離れをしないよう、委託事業の中で検討を重ねてまいります。

続きまして、179ページ、181ページをお願いいたします。

小学校整備事業で本年北小学校、西小学校に落雷防止工事費として630万円、さらに北小学校プール改修等工事において、プール更衣室の換気扇設置、階段の手すり設置並びに配せん室の湯沸かし器の改修費として145万円を計上し、また西小学校運動場改修等工事については、運動場バックネット裏ののり面の補修、並びに身体に不自由のある児童が本年高学年に上がるため、2階から3階に上がる階段の手すりの設置費として75万円を計上したものであります。この小学校整備事業が増額の原因になっておるものであります。

続きまして、181ページをお願いいたします。

項2.小学校費、目3.学校建設費で、本年度予算額23億7,128万8,000円、対前年度比較で19億9,811万1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、明日の学校づくり施設整備事業の中で、委託料の南小学校建設工事監理委託料2,771万9,000円、工事請負費の南小学校建設工事費22億9,339万6,000円が主な増額の要因となっております。

続きまして、183ページをお願いいたします。

項3.中学校費、目1.学校管理費で、本年度予算額7,423万円、対前年度比較で113万5,000円の減額となっております。減額の主な要因は、中学校施設管理事業の中で、需用費と委託料が前年度実績に伴う減額となったものであります。

続きまして、189ページをお願いいたします。

項4.学校給食費、目1.給食センター費で、本年度予算額1億6,956万3,000円、対前年度比較で977万1,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費、職員手当等が減額の主な要因であります。また、平成22年度から実施している小中学校給食費の保護者負担についても、学校給食費負担金として5,781万2,000円を計上したものであります。

続きまして、193ページをお願いいたします。

項5.社会教育費、目1.社会教育総務費で、本年度予算額5,688万5,000円、対前年度比較で1,241万6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、197ページで説明を申し上げますが、まずは先ほど述べたように、職員給与費、手当等、さらには共済費といった人件費に係

る減額が主な要因となっております。そこで、197ページをお願いいたします。増額の主な要因となったものは、生涯学習活動推進事業の中で、新規に学校支援地域本部事業委託料650万円を計上したことが大きな要因となっております。

199ページをお願いいたします。

項5.社会教育費、目2.生涯学習施設費で、本年度予算額7,655万2,000円、対前年度比較で789万7,000円の増額となっております。増額の主な要因は、中央公民館管理事業の工事請負費で、中央公民館屋上防水工事825万4,000円が主な増額の要因であります。

201ページをお願いいたします。

項5.社会教育費、目3.図書館費で、本年度予算額5,036万3,000円、対前年度比較で1,384万6,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、職員給与費、職員手当等、共済費等の人件費であります。さらには203ページの賃借料の中で、図書館情報電子計算機器を平成22年度まではリースで実施をしておりましたが、平成22年、23年の2年にかけて購入をすることが決まり、その実施に向けているため減額になったものであります。

209ページをお願いいたします。

項6.保健体育費、目1.保健体育総務費で、本年度予算額2,820万4,000円、対前年度比較で1,036万1,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費、職員手当等及び共済費等の人件費が主な減額の要因となっております。

211ページをお願いいたします。

項6.保健体育費、目2.生涯学習施設費で、本年度予算額1億221万3,000円、対前年度比較で997万3,000円の増額となっております。増額の主な要因は、温水プール管理事業の中で、工事請負費735万円であり、その内容は、温水プールの塩素タンク及び排水管の老朽化に伴い、改修する必要がありますので、その主な要因がこれです。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第19号について、地域協働部長、説明をお願いします。

地域協働部長（近藤定昭君） それでは、議長さんの御指名を受けましたので、議案第19号平成23年度大口町国際交流事業特別会計予算につきまして、事項別明細書によりその内容を説明させていただきます。

最初に歳入から説明させていただきますので、予算に関する説明書の234、235ページをお願いいたします。

款1.財産収入、項1.財産運用収入、目1.国際交流事業基金運用収入、本年度予算額としまして、定期預金利子収入を8万円計上いたしました。なお、国際交流事業基金残高は6,000万円です。

款2.項1.目1.繰越金、本年度予算額75万6,000円を計上いたしました。

款3.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額355万5,000円を計上いたしました。

一般会計の款2.項1.目11の地域振興費の中で御説明申し上げましたとおり、フレンドシップ継承事業が基金の原資を使い切りましたので、事業の廃止をさせていただきましたことに伴い各事業の見直しをし、この国際交流事業特別会計で事業継続することにした海外派遣事業に関連した自己負担金分を除く経費を繰り入れるものであります。

項2.目1.基金繰入金、本年度予算額34万1,000円であります。この予算も前項目と同じく、事業見直しによる多文化共生啓発協働事業、並びにフレンドシップ継承協働事業に充当する予算として、ふるさとづくり基金から繰入金を計上いたしました。

款4.諸収入、項1.目1.雑入、本年度予算額は88万円であります。先ほど述べました海外派遣事業の個人負担金を計上させていただきました。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

236、237ページをお願いいたします。

款1.項1.目1.国際交流費、本年度予算額531万2,000円、対前年度比較494万9,000円の増額となっております。増額の主な要因は、先ほど歳入で述べましたとおり、フレンドシップ継承事業の廃止に伴い、今年度も中学生や高校生などを海外に派遣し、海外の先進事例や異文化を実際に体験することにより、多文化共生のまちづくりに寄与していく人材の育成を目指す海外派遣事業等を継続するため、一般会計からこの国際交流事業特別会計に移行させたことによるものでございます。

款2.項1.目1.予備費、本年度予算額は30万円で、対前年度比較で9万9,000円の減額であります。

以上で、議案第19号 平成23年度大口町国際交流事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第20号から議案第22号まで、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（村田貞俊君） 議長さんの御指名を受けましたので、議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算から議案第22号 平成23年度大口町介護保険特別会計予算までにつきまして説明をさせていただきます。

最初に、議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の241、242ページをお開きください。

まず歳入について説明をさせていただきます。

平成23年度の国民健康保険税見込みに当たり、一般被保険者につきましては5,000人、その世帯数につきましては2,720世帯で積算をいたしております。退職被保険者につきましては520人、その世帯数につきましては230世帯で積算をいたしております。

款1.項1.国民健康保険税、目1.一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額4億4,100万円、対前年度比較で1,060万円の減であります。その主な内容につきましては、医療給付費現年課税分1,800万円の減と後期高齢者支援金現年課税分200万円の増、介護納付金現年課税分500万円の増、これの差額分が減となっております。

目2.退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額5,512万円、対前年度比較351万円の増であります。その主な内容につきましては、医療給付費現年課税分100万円、後期高齢者支援金現年課税分100万円、介護納付金現年課税分150万円の増によるものであります。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、本年度予算額3億4,071万円、対前年度比較で987万4,000円の増額となっております。増額の要因は、後期高齢者支援金負担金の増額と介護納付金負担金の増額に伴うものです。

243、244ページをお開きください。

目2.高額医療費共同事業負担金、本年度予算額874万7,000円、対前年度比較297万3,000円の増額となっております。増額の要因は、高額医療費拠出金の増によるものであります。

目3.特定健康診査等負担金、本年度予算額400万円を計上いたしております。特定健診分につきましては、平成23年度の目標受診率達成に向け、受診率50%で算定をいたしております。負担率につきましては、課税世帯・非課税世帯で異なってまいりますが、費用額のおおむね3分の1であります。

項2.国庫補助金、目1.財政調整交付金、本年度予算額771万7,000円で、対前年度比較740万3,000円の減であります。

目3.出産育児一時金補助金、本年度予算額30万円で、対前年度比較で30万円の減であります。これにつきましては、国の施策によりまして23年4月より出産一時金42万円が恒久的になりましたが、23年度につきましては、激変緩和措置として暫定措置時の2分の1、1万円を国から補助を受けるものであります。

款4.項1.目1.療養給付費交付金、本年度予算額1億4,134万9,000円、対前年度比較で2,356万1,000円の増額でございます。増額の主な要因につきましては、退職者医療費の療養給付費の増によるものであります。

款5.項1.目1.前期高齢者交付金、本年度予算額5億2,547万8,000円、対前年度比較で4,315万4,000円の増額であります。増額の主なものは、平成21年度交付金の精算4,789万7,000円と前期高齢者給付費見込みを約1割増と見込んだものであります。

款6. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 高額医療費共同事業負担金、本年度予算額874万7,000円、対前年度比較で297万3,000円の増額になっております。

目2. 特定健康診査等負担金、本年度予算額は国庫負担金と同額の400万円を計上いたしております。

245、246ページをお開きください。

項2. 県補助金、目1. 県費補助金、本年度予算額は5,779万4,000円、対前年度比較で147万3,000円の増額となっております。増額の要因は、一般被保険者に係る医療費の増額と後期高齢者医療支援金の増額に伴うものであります。

款7. 項1. 共同事業交付金、目1. 高額医療費共同事業交付金、本年度予算額4,600万円、対前年度比較で1,230万円の増額となっております。増額の要因は、医療費用額1件当たり80万円を超える高額医療費増によるものであります。なお、前期高齢者調整額の減額は引き続き行われております。

目2. 保険財政共同安定化事業交付金、本年度予算額は1億7,149万円で、対前年度比較で3,549万円の増額であります。

款9. 繰入金、項1. 目1. 一般会計繰入金、本年度予算額1億8,092万4,000円、対前年度比較で2,849万3,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、保険税軽減分繰入金が700万円、職員給与費等繰入金が229万円、その他一般会計繰入金1,500万円の増によるものであります。

247、248ページをお開きください。

款10. 項1. 繰越金、目1. 繰越金、本年度予算額4,400万円で、前年度繰越金を計上いたしました。

249、250ページをお願いいたします。

歳出について説明をさせていただきます。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、本年度予算額3,151万4,000円となっております。

251、252ページをお開きください。

項2. 徴税費、目1. 賦課徴収費、本年度予算額412万2,000円で、対前年度比較229万7,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、23年度でキャッシュカードで口座振替登録をするマルチペイメント方式による口座振替登録システムを導入してまいります。それに伴うMPN口座登録事務初期設定手数料147万円、マルチペイメント取扱手数料4万9,810円、負担金として協会会費10万円が主な増であります。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費、本年度予算額11億2,100万

円、対前年度比較で2,100万円の増額となっております。給付費積算に当たりましては、平均被保険者数5,000人で、うち平均高齢者数を860人、1人当たり平均給付費42万3,976円、高齢者以外を4,140人で、平均給付費18万2,655円として見込みました。

253、254ページをお願いします。

目2.退職被保険者等療養給付費、本年度予算額1億1,900万円、対前年度比較で1,780万円の増額となっております。被保険者520人、1人当たりの医療費22万8,552円で計上をいたしております。

目3.一般被保険者療養費、本年度予算額2,400万円、対前年度比較で242万円の増額となっております。被保険者5,000人、1人当たり4,776円で計上をいたしております。

目4.退職被保険者等療養費、本年度予算額190万円を被保険者520人、1人当たり3,654円で計上をいたしております。

項2.高額療養費、目1.一般被保険者高額療養費、本年度予算額1億2,800万円、対前年度比較で800万円の増額となっております。1人当たりの費用は2万5,611円で計上をいたしております。

目2.退職被保険者等高額療養費、本年度予算額1,320万円、対前年度比較で78万円の増額となっております。1人当たり2万5,218円で計上をいたしております。

255、256ページをお願いいたします。

項4.出産育児諸費、目1.出産育児一時金、本年度予算額は1,260万7,000円、前年度と同額となっております。30人分を計上いたしております。

257、258ページをお願いいたします。

項5.葬祭諸費、目1.葬祭費、本年度予算額225万円、対前年度比較75万円の減額です。減の主な要因は、件数見込みを45件といたしております。

款3.項1.目1.後期高齢者支援金等、本年度予算額2億5,002万5,000円、対前年度比較3,980万6,000円の増額であります。増額の主な要因は、平成21年度分の支援金精算額の減及び後期高齢者の医療費等の伸びによる増であります。1人当たりの拠出額は4万6,888円で計上をいたしております。

款4.項1.前期高齢者納付金等、目2.前期高齢者納付金、前期高齢者の割合が高い国保は、医療保険者間の医療費調整を図るものとして前期高齢者交付金を受けることとなりますが、保険者として必要な拠出金を支払うことになっており、本年度予算額は70万1,000円で、被保険者1人当たりの負担額96円で計上をいたしております。

259、260ページをお願いします。

款5.項1.老人保健拠出金、目1.老人保健医療費拠出金、本年度は20年度の老人保健医療費の

確定分が概算拠出額に対して、精算額が上回っていた場合に支払いが発生することになります。よって、その頭出しとして予算額を1,000円計上いたしました。

款6.項1.目1.介護納付金、本年度予算額1億166万4,000円、対前年度比較で915万8,000円の増額となっております。これにつきましては、厚生労働省通知に基づき計上をいたしております。平成23年度の第2号被保険者数を1,907人と見込みました。

款7.項1.共同事業拠出金、目1.高額医療費拠出金、本年度予算額3,499万1,000円、対前年度比較1,189万1,000円の増額となっております。国保連合会からの23年度拠出金予定額通知に基づきまして予算計上をいたしております。

261、262ページをお願いします。

目3.保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額1億4,141万円、対前年度比較1,938万5,000円の増額となっております。国保連合会からの23年度拠出金予定額通知に基づきまして予算計上をいたしております。

款8.保健事業費、項1.目1.特定健康診査等事業費、本年度予算額3,027万5,000円、対前年度比較1,072万7,000円の増額となっております。増額の主な要因は、負担金の特定健診等保険者について、23年度より生活機能評価の医療機関における診察が取りやめとなることから、40歳から64歳の被保険者4,000人に対し受診率61%で見込んだことによる増となっております。

項2.保健事業費、目1.疾病予防費、本年度予算額973万2,000円、対前年度比較で18万9,000円の増額となっております。これは、人間ドック300人分と脳ドック100人分に係る費用を計上いたしております。

263、264ページをお願いいたします。

目2.保健衛生普及費、本年度予算額は157万8,000円を計上し、その主な内容といたしましては、健康家庭記念品27万円、エイズパンフレット12万円、ふれあいまつり開催委託料30万円、医療費通知の郵送料72万円を計上しております。

なお、267ページから271ページまで、給与費明細書を添付してありますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第20号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、その内容を説明させていただきます。

それでは、歳入より説明をいたします。

予算に関する説明書の275ページ、276ページをお開きください。

款1.項1.目1.後期高齢者医療保険料、本年度予算額1億5,050万円、対前年度比較342万円の

減額となっております。後期高齢者医療制度では財政運営期間が2年間とされております。平成23年度の保険料率、被保険者の均等割額は22年度と変わりませんので、特別徴収者58%、普通徴収者42%の割合で、平均被保険者数1,925人で保険料の算定を行っております。

款3.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,180万円、対前年度比較180万円の増額となっております。その内容は、保険料の法定減免7割・5割・2割の軽減分について、一般会計から繰り入れるものであります。

款5.諸収入、項2.償還金及び還付加算金、目1.保険料還付金、本年度予算額10万円を計上いたしております。

279、280ページをお願いいたします。

歳出について説明をさせていただきます。

款1.項1.目1.後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億7,230万2,000円、対前年度比較162万円の減額となっております。減額の要因は、後期高齢者医療広域連合から示された所得割率、被保険者均等割額について、当初予定をいたしました所得割率、被保険者均等割額が低く抑えられたことによる減額であります。

以上で、議案第21号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号 平成23年度大口町介護保険特別会計予算について、その内容を説明させていただきます。

介護保険制度につきましては、3年間の事業計画に基づいて各施策の展開が行われております。23年度におきましては、現計画の最終年に当たり、第5期介護保険事業計画の策定年度となります。策定に当たっては、この計画期間内に団塊の世代の方々が65歳を迎えられ、本町も高齢化率が大きく伸びてまいります。こうしたことから介護保険、高齢者施策について、これまでの実績を踏まえ、十分な分析を行い取り組んでまいりたいと考えています。

23年度予算の編成に当たりまして、65歳以上の高齢者数4,350人、要介護認定者数544人、居宅サービス受給者数363人、施設・居住系サービス受給者数124人、町単独特別給付サービス件数980件と推計し、保険料につきましては、基準月額3,450円で居宅系サービスや介護予防事業に重点を置くとともに、今期計画の目標数値と実績を考慮し予算編成を行いました。その結果としまして、標準給付費においては、前年度予算に対して約14%の減とすることができました。

予算に関する説明書の284、285ページをお開きください。

歳入につきましては、款1.項1.介護保険料、目1.第1号被保険者保険料、本年度予算額1億8,940万円、対前年度比較で236万6,000円の増額となっております。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.介護給付費負担金、本年度予算額1億2,655万円、

対前年度比較で1,676万5,000円の減額となっております。減額の主な要因は、介護保険事業計画目標数値と実績を考慮し、居宅系介護サービス給付、施設介護サービス給付を見込んだ結果による減でございます。

項2.国庫補助金、目1.調整交付金、本年度予算額176万2,000円、対前年度比較で224万7,000円の減額となっております。その主な要因は国庫負担金と同じであります。後に出てくる減額要因につきましては、これと同じ主な要因となっております。そして、現年分の調整交付金につきましては0.5%分を見込んでおります。

目2.地域支援事業交付金、本年度予算額694万5,000円、対前年度比較で300万9,000円の減額となっております。地域支援事業は、被保険者が要介護状態、要支援状態になることを予防し、要介護状態であっても、残っている能力を生かして自立した生活を送れるよう支援していくことを行ってまいります。

款4.項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、本年度予算額2億1,150万円、対前年度比較で2,909万7,000円の減額となっております。

目2.地域支援事業交付金、本年度予算額300万5,000円、対前年度比較で125万1,000円の減額となっております。

286、287ページをお願いいたします。

款5.県支出金、項1.県負担金、目1.介護納付費負担金、本年度予算額1億257万5,000円、対前年度比較で1,475万6,000円の減額となっております。

項2.県補助金、目1.地域支援事業交付金、本年度予算額347万2,000円、対前年度比較で150万4,000円の減額となっております。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.介護給付費繰入金、本年度予算額8,812万5,000円、対前年度比較で1,212万3,000円の減額となっております。

目2.地域支援事業繰入金、本年度予算額1,516万8,000円、対前年度比較で1,019万2,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、地域支援事業に係る経費は標準給付費の3%以内と決められております。このことから地域支援事業費繰入金につきましては、全体事業費から国県支出金、支払基金交付金、利用者負担を差し引いた額を繰り入れることになり、増額となっております。

目3.その他一般会計繰入金、本年度予算額4,733万8,000円、対前年度比較で112万8,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費等の減によるものであります。

項2.目1.基金繰入金、本年度につきましては、介護給付費準備基金からの繰り入れを行う必要がなくなりましたので、予算計上をいたしておりません。

288、289ページをお願いいたします。

款8.諸収入、項2.目1.雑入、本年度予算額37万4,000円、対前年度比較で13万4,000円の減額となっております。減額の主な要因につきましては、通所型介護予防事業利用者の見込み減によるものであります。

290、291ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額3,849万9,000円、対前年度比較で152万2,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費等の減によるものであります。

292、293ページをお願いいたします。

項2.目1.介護認定審査会費、本年度予算額280万2,000円で、年間審査回数26回で計上をいたしております。

目2.認定調査等費、本年度予算額604万7,000円で、対前年度比較40万4,000円の増額であります。増額の主な要因は、主治医意見書作成件数を680件と見込んだことによるものであります。

294、295ページをお開きください。

款2.保険給付費、項1.目1.介護サービス等給付費、本年度予算額6億6,900万円、対前年度比較で9,955万4,000円の減額となっております。減額の主な要因は、第4期介護保険事業計画の目標介護給付費と21年度実績、22年度中間実績等を考慮し、4期計画の最終年度となる本年度予算を見込んでおります。その主な内容は、居宅介護サービス給付費で2,076万円、地域密着型介護サービス給付費で1,686万円、施設介護サービス給付費で5,357万円、介護予防サービス給付費で739万円の減となっております。その中で増額といたしておりますのは、居宅介護福祉用具購入費で120万円を増としております。

項2.その他諸費、目1.審査支払手数料、本年度予算額は100万円で、介護サービス費請求書の審査支払事務費を国保連合会に支払うものであり、審査件数1万1,800件を見込んでおります。

項3.目1.高額介護サービス等費、本年度予算額は1,000万円、対前年度比較で264万円の増額であります。その主な要因は、高額介護サービス件数が伸びていることによる増であります。

296、297ページをお開きください。

項4.目1.市町村特別給付費、本年度予算額1,000万円、対前年度比較で60万円の増額となっております。その内容につきましては、介護保険在宅サービス利用支援費の件数の伸びによる60万円の増であります。

項5.目1.特定入所者介護サービス等給付費、本年度予算額2,200万円、対前年度比較で208万

2,000円の減額となっております。所得の低い施設入所者の居住費及び食費に係る給付費でございます。

項6.目1.高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額300万円、対前年度比較200万円の増額であります。この制度は平成21年度から実施され、介護サービス自己負担額と医療自己負担額の年間の合計額が一定の額を超えた分に対し、介護保険分を支給するものであり、これによって被保険者の負担を軽減するものであります。

298、299ページをお開きください。

款3.地域支援事業費、項1.介護予防事業費、目1.介護予防特定高齢施策費、本年度予算額461万7,000円で、対前年度比較884万3,000円の減額であります。減額の主な要因は、平成22年8月に厚生労働省から廃止通知があった特定高齢者候補基本健康診査の取りやめによる減でございます。

目2.介護予防一般高齢施策費、本年度予算額577万4,000円で、対前年度比較453万8,000円の増額であります。増額の要因は、一般高齢者を対象とした介護予防に係る事業費として、交付金として高齢者公の施設利用助成を計上することによる増であります。

項2.目1.包括的支援事業費、本年度予算額2,255万6,000円で、対前年比較114万1,000円の増額であります。

300、301ページをお願いいたします。

項3.目1.任意事業費、本年度予算額24万円で、対前年度比較11万9,000円の減額であります。これにつきましては、家族介護支援、住宅改修支援等の経費を計上いたしております。

款5.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目1.第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額11万5,000円、対前年度比較4万6,000円の減であります。これにつきましては、死亡・転出等による手続がおくれた場合に、年金等からの引き落とし停止がおくれる場合が生じるため予算を計上するものであります。

なお、302ページから306ページに給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第22号 平成23年度大口町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。  
議長（酒井久和君） 会議の途中ですが、15時5分まで休憩といたします。

（午後 2時52分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時05分）

議長（酒井久和君） 続いて、議案第23号及び議案第24号について、建設部長、説明願います。  
建設部長（野田 透君） それでは、議長さんより御指名をいただきましたので、初めに議案第23号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

310ページ、311ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

款1.分担金及び負担金、項1.負担金、目1.公共下水道事業負担金、本年度予算額7,944万3,000円、前年度比較で501万8,000円の増額であります。受益者負担金について、分割納付の予定分と平成23年4月供用開始となる上小口二丁目の一部、三丁目の一部の受益者負担金を計上したものであります。

款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.下水道使用料、本年度予算額2億5,029万円、前年度比較で2,606万9,000円の増額であります。増額の要因は、接続件数の伸びによる下水道使用料増加を見込んだことによるものであります。

款3.国庫支出金、項1.国庫補助金、目1.下水道事業費国庫補助金、本年度予算額5,300万円、前年度比較で1,440万円の増額であります。増額の主な要因は、右岸公共下水道管渠工事の工事費の増額に伴う補助金の増によるものであります。

款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額3億8,160万7,000円、前年度比較で1,492万4,000円の増額であります。増額の要因は、下水道建設費の増額に伴い一般会計からの繰入金を増額するものであります。

312ページ、313ページをお願いいたします。

款7.項1.町債、目1.下水道事業債、本年度予算額9,980万円、前年度比較で2,410万円の増額であります。増額の主な要因は、公共下水道事業債が2,240万円、流域下水道事業債が170万円、それぞれ増額となったためであります。

314ページ、315ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額3,077万6,000円、前年度比較で2,459万7,000円の減額であります。減額の主な要因は、職員給与費の減額と2番の一般管理事業、委託料のうち、事業認可変更図書作成委託料の減額によるものであります。

316ページ、317ページをお願いいたします。

目2.維持管理費、本年度予算額2億1,240万3,000円、前年度比較で2,615万7,000円の増額であります。増額の主な要因は、2.維持管理事業、負担金において、左岸、右岸とも、特に右岸の接続件数の増加により流域下水道維持管理費等負担金が増額となったためであります。

款2.項1.目1.下水道建設費、本年度予算額3億3,040万2,000円、前年度比較で8,271万円の

増額であります。増額の主な要因は、2.下水道建設事業、318ページ、319ページになりますが、委託料において、今回右岸事業認可区域に含めます上小口、河北地区の測量実施設計委託料と工事請負費において、中小口一丁目と上小口一丁目の愛岐大橋線西側地区の管路工事及び名古屋上水道下に河北地区への幹線を布設する推進工事等、右岸公共下水道の延伸を図る工事費等の増額によるものであります。

款3.項1.目1.公債費、本年度予算額2億8,567万3,000円、前年度比較で25万8,000円の減額であります。3.元金償還費で354万7,000円の増額となりましたが、4.利子償還費で380万5,000円の減額となったことによるものであります。

320ページ、321ページをお願いいたします。

款4.項1.目1.予備費、本年度予算額500万円は前年度と同額であります。

322ページから325ページまでは給与費明細書、326ページ、327ページは債務負担行為の調書、328ページは地方債の現在高に係る調書、329ページから338ページまでは負債額一覧表であります。御参照いただきたいと思います。

以上、議案第23号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

342ページ、343ページをお願いいたします。

歳入から主な項目について説明をさせていただきます。

款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.農業集落家庭排水使用料、本年度予算額1,211万7,000円、前年度比較で11万9,000円の増額であります。これは、平成22年度中の新規接続者の使用料増を見込んだことによるものであります。

款3.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額1,163万8,000円、前年度比較で67万円の減額であります。使用料の増及び事業費の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

344ページ、345ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額823万8,000円、前年度比較で4万2,000円の増額であります。職員給与費の増額によるものであります。

目2.施設管理費、本年度予算額1,501万9,000円、前年度比較で59万3,000円の減額であります。需用費で減額となったことによるものであります。

346ページ、347ページをお願いいたします。

款2.項1.目1.予備費、本年度予算額50万円は前年度と同額であります。

348ページから351ページまでは給与費明細書を、352ページ、353ページは債務負担行為の調書でありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第24号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第25号について、総務部長、説明をお願いします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第25号 平成23年度大口町土地取得特別会計予算について、予算に関する説明書によりその内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書の357、358ページをお願いいたします。

歳入、項2.財産運用収入、目1.預金利子、本年度予算額20万円であります。

359ページ、360ページ、歳出をお願いいたします。

歳出、款2.諸支出金、項1.目1.土地開発基金費、本年度予算額20万1,000円であります。

以上で、議案第25号 平成23年度大口町土地取得特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて議案第26号について、生涯教育部長、説明をお願いします。

生涯教育部長（三輪恒久君） それでは、議長の御指名をいただきましたので、議案第26号 平成23年度大口町社本育英事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

364ページから365ページをお願いいたします。

まず歳入であります。

款1.財産収入、項1.財産運用収入、目1.社本育英事業基金運用収入であります。本年度予算額は4万円で、前年度比較4万円の減額となっております。これは基金4,000万円に対する定期預金利子で、本年度においては4万円の利子が見込まれるものであります。

次に、款2.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金であります。本年度予算額は529万9,000円で、前年度比較42万1,000円の減額となっております。

それでは、366ページから367ページをお願いいたします。

歳出であります。

款1.交付金、項1.奨学交付金、目1.奨学交付金であります。交付金の内容につきましては、本町の中学校に在学し、高等学校等に進学を希望する者のうちから奨学金5万円を6名に授与するものであります。

次に、款2.予備費、項1.予備費、目1.予備費であります。本年度予算額は503万9,000円で、前年度比較46万1,000円の減額となっております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

議長（酒井久和君） 続いて議案第27号について、総務部長、説明をお願いします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第27号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、その内容の説明をいたします。

2 ページ、新旧対照表をごらんください。

第5条で議員の定数を1人減らし13人とするものです。

別表第1で、一色町、吉良町、幡豆町、幡豆郡消防組合、西尾幡豆広域連合の5団体を削除し、別表第2において、議員の選挙区4区の定数を3人から2人に、選挙区の組合市町村についても5団体を削除するものです。

1 ページにお戻りください。

附則1．この規約は、平成23年4月1日から施行する。

2．この規約による改正後の愛知県市町村職員退職手当組合格約別表第2の規定は、平成23年4月1日以後最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用する。

以上、議案第27号の内容説明といたします。

議長（酒井久和君） 続いて議案第28号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） 議長さんの御指名を受けましたので、議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、その内容を説明いたします。

一部変更の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、2 ページをお開きください。

今回の一部変更につきましては、平成23年4月1日に幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町が廃止され、この区域が西尾市に編入されることとなります。これによって、第8条第2項で規定している各選挙区市町村の選挙区における選挙の規定から外れるため 選挙区分9を除きます 同条第5項に選挙区分9を加え、別表第2で定められている選挙区分9の選挙区市町村の「、一色町、吉良町、幡豆町」を削る変更をするものでございます。

1 ページにお戻りください。

附則、この規約は、平成23年4月1日から施行する。

以上で、議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明といたします。

議長（酒井久和君） 続いて議案第30号について、総務部長、説明を願います。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第30号 大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、その内容の説明をいたします。

9 ページに改正要旨をつけております。

今回の改正は、一定の要件に該当する一般職の非常勤職員について、仕事と育児の両立を図

れる勤務環境を整備するためのものです。なお、大口町では、一般職の非常勤職員として雇用している職員は現在おりません。

概要としまして、一つに、一定の要件を満たす一般職の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、子が1歳に達する日から1歳6ヵ月に達する日までの間で、条例で定める日まで育児休業を取得することができる。

二つ目は、一般職の非常勤職員が部分休業を取得できる措置の新設で、一定の要件を満たす非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で部分休業を取得することができるよう改正するものです。

5ページ、新旧対照表をごらんください。

第2条で、育児休業をすることができない職員として、第3号、第4号を加えております。

次に2条の2では、非常勤職員の育児休業の取得可能期間を定めております。

7ページに移りますが、第2条の3は繰り下げです。次の第3条では、再度の育児休業をすることができる非常勤職員について定めており、第19条では、部分休業を請求できる非常勤職員を定め、次の8ページにある第20条では、部分休業の承認について定めています。第21条では、部分休業をしている非常勤職員の給与の減額を規定しています。

4ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上、議案第30号の内容説明といたします。

議長（酒井久和君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

議案第5号について（質疑・討論・採決）

議長（酒井久和君） 日程第6、議案第5号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

この議案につきましては、行政執行上、急を要する議案でございます。よって、ただいまから議案に対する質疑・討論・採決を行います。

議案第5号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第7号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論・採決に入ります。

議案第5号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第7号）の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第5号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 散会の宣告

議長(酒井久和君) 以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

明日は議案精読のため休会とし、7日月曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは明日4日金曜日の正午となっておりますので、時間厳守にてお願いいたします。どうも御苦労さまでございました。

(午後 3時25分)